



経済同友会政策提言要覧2014

2015年2月

公益社団法人 経済同友会

目次

経済同友会政策提言要覧2014の作成について	
：国家運営の再構築	1
【 - 1 】 政治改革	2
【 - 2 】 行政改革	6
【 - 3 】 地方分権改革（道州制の導入）	9
【 - 4 】 司法改革	12
：財政健全化と社会保障制度の再構築	13
【 - 1 】 財政・税制改革	14
【 - 2 】 地方税財政改革	17
【 - 3 】 社会保障制度改革	19
：国際社会の平和と安定への貢献	23
【 - 1 】 安全保障	24
【 - 2 】 経済外交	29
【 - 3 】 開発・経済協力	33
【 - 4 】 外交インフラ	35
【 - 5 】 地域別外交	37
：経済成長のインフラ整備と分野別取り組み	41
【 - 1 】 科学技術・イノベーション	42
【 - 2 】 環境・エネルギー	45
【 - 3 】 産業競争力強化の基盤整備	50
【 - 4 】 サービス産業	54
【 - 5 】 金融	56
【 - 6 】 医療・介護	60
【 - 7 】 観光	63
【 - 8 】 農業	65
：これからの時代の雇用・教育・家庭	69
【 - 1 】 働き方の改革と子育て支援	70
【 - 2 】 教育改革	75
：東北再生と新しい国づくり	79
【 - 1 】 震災復興	80
【 - 2 】 まち・ひと・しごと創生（地域活性化）	84
：企業の持続的な成長	87

経済同友会政策提言要覧2014の作成について

本会では、2011年1月に中長期的にわが国がめざす「国のかたち(ビジョン)」とその実現に向けた国家戦略を策定し、社会に提示するために、本会の過去の提言を元にして「2020年日本の創生」をとりまとめた。

そのとりまとめの前段階として、本会が過去に発表した提言、意見書等の内容を整理した「経済同友会政策提言要覧2009」を、2009年12月に作成した。

作成当初から約5年が経過し、2014年12月までに発表した各分野の提言等を更新したものが、この「経済同友会政策提言要覧2014」であり、本会の政策提言を概観できるものとして作成した。

2015年2月



: 国家運営の再構築

【 - 1】 政治改革

主な政策提言

【議会制民主主義(投票価値の平等、二院制等)】

- 投票価値の平等を実現する。
- 衆議院は「単純小選挙区制」とし、優越性を明確化する。
- 参議院は「全国規模の拘束名簿式比例代表制」とし、機能を抜本的に見直す。
- 国会審議の活性化を図る。
- 若年層の投票率を向上させる。
- 第9次選挙制度審議会を早期に設置する。

【政策本位の政治】

- 「政権公約(マニフェスト)」を起点とした PDCA サイクルを確立する。
- 「政策市場」を構築する。

【政党、政治資金】

- 「政党法」を制定し、政党力の底上げと統治機能強化を図る。
- 政党は多様で優秀な人材を登用・育成する。
- 企業・団体献金は原則禁止し、個人献金を促進する。
- 「日本版 FEC」を設置し、政治資金の情報公開を促進する。

【議会制民主主義(投票価値の平等、二院制等)】

1. 投票価値の平等を実現する。

参照提言[1][2][3] [5] [7] [8] [9]

- 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法」を改正し、一人一票の原則を明記すると共に、国勢調査結果公表の度(5年毎の簡易調査を含む)、一人一票に近づけるメカニズムを内包させる。
- まず、次回総選挙は選挙区間較差1.5倍未満で実施し、参議院についても次期選挙までに是正する。選挙区合区の可能性も検討する。
- 立法で較差是正がなされない場合、司法が牽制機能を働かせる。

2. 衆議院は「単純小選挙区制」とし、優越性を明確化する。

参照提言[1][2][3]

- 次回総選挙までに、衆議院を「単純小選挙区制」に移行する。

- 衆参の議決が異なった場合の衆議院の再議決要件を過半数とする。半面、参議院で否決した場合には、一定期間は衆議院で再議決ができないこととする(衆議院に対する「再審議命令」)。

3. 参議院は「全国規模の拘束名簿式比例代表制」とし、機能を抜本的に見直す。

参照提言[3]

- 「全国規模の拘束名簿式比例代表制」を中心に、制度的・技術的観点から専門的な検討を行い、2015年を目処に選出方法を見直す。
- 衆議院と機能分担を図る観点から、抜本的に見直す。
 - 首班指名は行わず、現職の参議院議員は政権(大臣、副大臣、政務官)に入らないことで、政権とは一線を画す。
 - 特定分野(人事案件、決算、行政監視等)は、先議とする。

4. 国会審議の活性化を図る。

参照提言[3][9]

- 「国会法」を改正し、両院の審議日程決定プロセスへの内閣の関与を規定する。また、内閣提出法案の修正機会を拡大する。加えて、会期不継続の原則を廃止する。
- 議員立法を促進するため、発議に必要な最低賛成者数を引き下げる。
- 法案の逐条審議を導入する。

5. 若年層の投票率を向上させる。

参照提言[7][9]

- 中学・高校における公民教育を強化し、国や地域社会の意思決定に主体的な参画についての重要性を教える。
- 選挙権付与年齢を18歳に引き下げ、若年層の民意の反映を拡大する。
- 選挙期間中のホームページの更新等インターネット選挙運動を解禁¹する。また、インターネットや携帯電話によって、どこからでも投票できる環境を整備する。

6. 第9次選挙制度審議会を早期に設置する。

参照提言[2][3][8][9]

- 国会議員の定数削減および選挙制度の抜本改革について、第9次選挙制度審議会²を早期に設置する。

¹ 「公職選挙法の一部を改正する法律」(2013年5月)により、選挙期間中のホームページの更新、候補者・政党等による電子メールの送信等が解禁された。

² 衆議院に「衆議院選挙制度に関する調査会」、参議院には「選挙制度協議会」が設置されている。

- 日本国憲法の下、本来参議院に予定されていた機能を果たすため、衆参一体で制度設計を行う。

【政策本位の政治】

1. 「政権公約(マニフェスト)」を起点とした PDCA サイクルを確立する。

参照提言[1][2][5][6][7]

- マニフェストは、党内で時間をかけてオープンな議論を重ね、最終的には民主的手続きを経て決定する。
- マニフェストの内容を予算化や法案化する際には、具体的政策を政府原案(グリーンペーパー)として開示し、広く国民に意見を求める。必要な場合は修正を行った上で、最終的な政策案(ホワイトペーパー)を決定する。
- 各政党の党首の任期は、衆議院議員の任期と同一にして、マニフェスト実行の責任を明確にする。衆院議員の任期中に政権与党の党首が交代し、マニフェストを大幅変更する場合、衆院を解散し、国民の信を問う。

2. 「政策市場」を構築する。

参照提言[6][7]

- 政党シンクタンクを活用し、政策立案能力を強化する。党本部から独立し、政策立案および人材育成に用途を限定した政治献金の受け皿とする。
- 「民間非営利型シンクタンク」の育成・発展に向けた環境(寄付税制、組織設置・運営、人材等)を整備し、「政策市場」を構築する。

【政党、政治資金】

1. 「政党法」を制定し、政党力の底上げと統治機能強化を図る。

参照提言[4][5][9]

- すべての政党が綱領を制定する。
- 「政党法」では以下の事項を規定し、ガバナンスを適切に機能させる。
(a) 党綱領³の制定・公開、(b) 支部設置数の制限、(c) マニフェストに盛り込むべき事項、策定手順の規定・公開、(d) 政権獲得後のマニフェスト修正に必要な手続き、(e) 代表選挙のあり方、与党党首の任期、(f) 政党助成金の支給対象・管理のあり方、用途の公開、(g) 連立協議のあり方
(h) 候補者選定・比例代表名簿の順位付け過程の透明化、(i) 倫理規定

2. 政党は多様で優秀な人材を登用・育成する。

参照提言[5][7]

³ 社民党を除き、第47回衆院選挙で議席のある政党は党綱領を制定している。

- 各政党は、「公募」や党员投票による「予備選」を積極的に導入し、真に優れた人材が選ばれる候補者選定の仕組みを整備する。
- 当選2回までの議員については、出身地や親族の地盤以外の選挙区から立候補させ、国政を担う政党政治家として育成する。

3. 企業・団体献金は原則禁止し、個人献金を促進する。

参照提言 [7]

- 企業・団体献金(パーティー券購入も含む)は原則禁止し、政党から独立した政党シンクタンクへの寄付のみに限定する。また、企業・団体が構成員から徴収しての献金、選挙活動の支援人材の派遣も禁止する。
- 個人献金促進の制度整備を進める。
- 政党助成金の用途は、政策立案を主目的とするものに限定し、政策立案補助費として一元管理する。また、政党助成金受給資格を満たす野党に対する補助金制度(日本版ショートマネー)を導入する。

4. 「日本版 FEC」を設置し、政治資金の情報公開を促進する。

参照提言[1][7]

- 政治家別に政治資金を一括集計し、公開・監視する独立機関として、米国の連邦選挙委員会(FEC:Federal Election Committee)に倣い、「日本版 FEC」を設置する。
- 政党支部設置数に規制を設ける。
- 各政党の本部と支部、および資金管理団体には、企業会計原則に準拠した損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書を毎年公開し、内部監査および外部会計監査も義務づける。
- 米国のロビイング制度を参考に、行政府や政治家・政党に対する政策要望を公開する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「首相のリーダーシップの確立と政策本位の政治家の実現を求めて」(2002年10月、2001年度政治委員会)
- [2] 「さらなる政治改革の推進を」(2004年3月、2003年度政治の将来ビジョンを考える委員会)
- [3] 「わが国「二院制」の改革」(2005年5月、2004年度政治の将来ビジョンを考える委員会)
- [4] 「中央政府・政党の機能再構築」(2006年4月、2005年度政治委員会)
- [5] 「3つの軸から政治改革の加速を」(2007年5月、2006年度政治委員会)
- [6] 「マニフェスト時代の行政体制と“政策市場”の構築を」(2008年4月、2007年度行政改革委員会)
- [7] 「『政党による政策本位の政治』の実現に向けて - マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方 - 」(2010年2月、2009年度政治・行政改革委員会)
- [8] 「衆議院選挙制度改革 格差是正に向けた早急な対応を」(2012年2月、2011年度政治・行政改革委員会)
- [9] 「政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革 ~ 『決断できる政治』の実現に向けて ~ 」(2012年5月、2011年度政治・行政改革委員会)

【 - 2】 行政改革

主な政策提言

【内閣主導の行政体制】

- 「国家戦略本部」を新設し、組織横断的な国家戦略を企画立案・調整する。
- 内閣による人事権と予算権を確保する。

【行政の効率化・透明化、電子政府】

- 独立行政法人等は業務の必要性をゼロベースで再検討し、徹底して見直す。
- BPR、電子化によって行政の効率化を進める。
- 「日本版 GAO」を新設し、政策評価機能を強化する。

【国家公務員制度改革】

- 官僚の能力向上・発揮に資する国家公務員制度改革を実施する。

【内閣主導の行政体制】

参照提言[4][8]

1. 組織横断的に国家戦略を企画・立案・調整する。

- 「国家戦略本部⁴」を新設する。その下に「経済財政諮問会議」「国家安全保障会議」を設置する。重要な国家戦略を担う機能を各府省から移行し、横断的に企画・立案・調整を行う。各府省から移行した機能の担当局長以上はすべて転籍させ、スタッフも集約し、政治任用する。

2. 内閣による人事権と予算権を確保する。

参照提言[8]

- 各府省幹部は首相が承認し決する仕組み⁵とする。
- 国家戦略本部で予算編成の基本方針を策定し、これを閣議決定する。この方針に基づき、重点政策別および大枠の府省別予算配分を決定する。各府省の予算執行を事後評価・監視、決算査定を行う機能を設ける。

【行政の効率化・透明化、電子政府】

1. 独立行政法人はゼロベースで再検討し、徹底して見直す。

参照提言[5][6][7][9]

⁴ 民主党政権で「国家戦略室」が設置されたが、最終的に局の設置は断念された。

⁵ 内閣人事局の設置（2014年5月）により、幹部人事に官邸の意向を反映。

- 独立行政法人の事務・事業について、見直し基準を明確にした上で、(a)事業を中止する、(b)民営化・民間委託する、(c)実施主体を国(府省)に戻す、(d)実施主体を地方自治体に移す、(e)実施体制を再構築した上で継続する、(f)現状の体制で継続する、のいずれかを選択する。
- 業務類型⁶についての基本方針を定め、個別の見直しを実施する。
- 各省の独法評価委員会は廃止し、「独立行政法人総合評価会議(仮称)」を設置する。所管大臣に対して業務改善や組織改編等を勧告する。

2. BPR、電子化によって行政の効率化を進める。

参照提言[1][2][4][9][11][12]

- 行政の業務プロセス改革(BPR)の「行動計画」を策定する。
- 各府省の情報基盤システムを一元化する。
- 「国民生活者番号⁷」により行政ワンストップサービスを実現する。
- 各府省のICT担当部署を統合し、「電子政府センター」を設置する。
- 電子政府の推進にあたっては、ICT担当大臣⁸(電子政府推進担当大臣)を指名し、国家戦略本部に「ICT戦略局」を創設する。

3. 「日本版 GAO」を新設し、政策評価機能を強化する。

参照提言[1][2][4][9]

- 米国会計検査院(GAO: Government Accountability Office)に倣った「日本版 GAO」(国会付属機関)を、会計検査院を改組して新設する。
- 職員は、公認会計士の他、弁護士、科学者、エコノミスト等の専門家も登用し、現在の約1,300人から倍増程度の体制とする。
- 前年度予算の執行状況と政策評価をとりまとめ、9月末までに国会に報告する。府省別にその年の重点調査分野を集中的に調査する。

【国家公務員制度改革】

1. 官僚の能力向上・発揮に資する国家公務員制度改革を実施する。

参照提言[1][2][4][10][13]

- 幹部任用: 国家戦略本部の幹部・スタッフ、および各府省の指定職級以上の幹部職員は政治任用とし、幹部の一元管理を行う組織を設置⁹する。
- 採用・配置: 総合職は、内閣により一括採用・配置を行う。人事は複数の府省異動を前提とする。高度専門職は各府省採用とし、事務次官や局長と同格またはそれ以上の処遇も可能とする。

⁶ 中期目標管理型、単年度管理型、研究開発型に分類したガバナンスを構築。

⁷ マイナンバー(社会保障・税番号)として、2016年に行政で利用開始予定。

⁸ 法改正により情報政策統括監はIT戦略本部で国务大臣と同等の権限を持つ。

⁹ 内閣官房に「内閣人事局」を設置(2014年5月)。

- 給与:職務・職責主義に改め、政策目標の達成度や貢献による成果主義¹⁰を導入する。総務省行政管理局の機構・定員管理機能と人事院の給与機能を移管¹¹する。
- 天下り:早期勧奨退職の慣習を改め、民間並みの役職定年制を導入し、報酬・年金制度を見直す。各府省の再就職斡旋や渡り方式を根絶する。降格・降給を含め人事体系を見直す。
- 人事交流:官民交流を促進し、民間からの中途採用を積極的に進める。ポジションの専門性に着目した公募型の民間任用を実施する。フリーエージェント制や課長級以上の公募制の活用も検討する。
- 労働基本権:自衛隊や警察等を除き、労働基本権を付与する。身分保障を撤廃し、雇用保険に加入する。また、分限処分手続きの整備を進める。幹部職員は労働基本権の対象外とする。

参照した提言・意見書等

- [1] 「開かれた公務員制度の構築を」(2005年5月、2004年度公務員制度改革委員会)
- [2] 「総理のリーダーシップに基づく行政改革の一層の本格化を望む」(2006年3月、2005年度行政改革委員会)
- [3] 「中央政府・政党の機能再構築」(2006年4月、2005年度政治委員会)
- [4] 「中央政府の再設計」(2007年4月、2006年度行政改革委員会)
- [5] 「独立行政法人の徹底した見直しを」(2007年7月、2007年度夏季セミナー)
- [6] 「独立行政法人整理合理化計画の策定に向けて」(2007年10月、構造改革進捗レビュー委員会)
- [7] 「独立行政法人の合理化・効率化を求める～独立行政法人整理合理化計画の策定に向けて」(2007年11月、構造改革進捗レビュー委員会)
- [8] 「マニフェスト時代の行政体制と“政策市場”の構築を」(2008年4月、2007年度行政改革委員会)
- [9] 「行政支出削減推進に向けた意見」(2008年11月、2008年度経済情勢・政策委員会)
- [10] 「真の議院内閣制確立のために～「国家公務員制度改革」に対する意見」(2009年2月、2008年度行政改革委員会)
- [11] 「2020年の日本創生 - 若者が輝き、世界が期待する国へ - 」(2011年1月)
- [12] 「次世代へ誇れる番号制度システムの実現を～ 国益 > 国民益 > 政治家益・省益・企業益～」(2012年3月、2011年度国家情報基盤改革委員会)
- [13] 「国家公務員制度改革関連法案の国会提出にあたって～横串機能を強化せよ～」(2013年11月)

¹⁰ 業績主義による人事評価システムを導入。(2009年12月、2014年10月改訂)

¹¹ 新設された内閣人事局に移管(級別定数等は人事院が引き続き関与)

【 - 3】 地方分権改革(道州制の導入)

主な政策提言

【基礎自治体の強化】

- 市町村合併を促進し、人口30万人規模・300程度の「基礎自治体」に再編する。
- 現行の政令指定都市並みの権限と税源移譲をする。

【道州制の導入】

- 都道府県を廃止し、新しい広域自治体として全国11から12の道州に再編する。

【基礎自治体の経営改革】

- ローカル・マニフェストに基づく政策本位の首長選挙を推進する。
- 事務事業の見直し、情報公開を徹底する。

【地方議会改革】

- 監視機能の強化に向けて、厳格に分離した二元代表制にする。
- 基礎自治体、広域自治体の実情に応じた議会運営、選挙制度にする。

【基礎自治体の強化】

参照提言[1][2][3][4][7]

1. 市町村合併を促進し、人口30万人規模・300程度の「基礎自治体」に再編する。
 - 人口30万人規模・300程度の市町村合併を促し、生活行政全般を担う「基礎自治体」として、自立可能な規模にする。
 - 地方自治法、地方財政法、地方税法等国が定める地方にかかわる法律を基本法に一本化する。そのルールは各地域の条例で定める。

2. 現行の政令指定都市並みの権限と税源移譲をする。

参照提言[4]

- 超党派による地方分権改革の協議機関を設置する。
- 「新・地方分権一括法」を制定¹²する。
- 基礎自治体に、政令指定都市並みの権限と税源を移譲¹³する。

¹² 第1次一括法(2011年4月制定)以降、第4次(2014年5月)までの一括法が制定された。

¹³ 地方分権改革推進委員会が見直しを勧告した「義務付け・枠付け」の1,316のうち975が見直し、「事務・権限の移譲」も169のうち113が移譲された。

【道州制の導入】

1. 都道府県を廃止し、新しい広域自治体として全国11から12の道州に再編する。

参照提言[5][6][7]

- 「道州制基本法」を制定する。現行の都道府県を廃止し、全国を11から12の道州に再編する。区割りは、有識者からなる専門委員会が複数案を提示し、住民投票を実施し、その結果を参考に最終決定する。
- 「基礎自治体」「道州」「国」の役割分担は、「近接性の原則」「補完性の原則」を前提に検討する。国の出先機関は、原則として道州に移管する。
- 東京23区は単独で「東京特別州」とし、その税収の一部を道州間の水平的財政調整の財源に充てる。
- 長期債務に関して、地方で行うことが適切な業務のうち、国の特別会計で予算化されている部門は、資産、債務、職員を特別会計ごと地方へ移管する。移管しなかった特別会計の長期債務は、「債務返済機構」を創設し、既存債務と新規債務を分離する。債務返済機構に国有財産の一部を移管し、その売却収入と運用収入を返済財源に充てる。不足分については、国および地方から拠出する。機構は60年間で債務を返済し、償還期間満了後に解散する。

【基礎自治体の経営改革】

参照提言[2][3][7]

1. ローカル・マニフェストに基づく政策本位の首長選挙を推進する。

- ローカル・マニフェストに基づく首長選挙を推進する。同マニフェストの実現に向け、幹部職員や首長スタッフは政治任用とし、特別職として首長と任期を同じにする。首長は多選禁止とする。
- 同マニフェストに基づく職員の目標管理制度、成果主義報酬を導入する。
- 戦略・政策の立案・実行部隊として首長直轄の「改革本部」を、首長の諮問機関として専門家・民間人からなる「戦略諮問会議」を、進捗状況の監視および政策効果の測定・分析を行う「改革評価委員会」を設置する。

2. 事務事業の見直しと情報公開を徹底する。

参照提言[2][3][7]

- 第三セクターをはじめ外郭団体の特別会計も含めた公会計制度¹⁴を整備する。比較可能な形にして、常に公開・アクセスできるように整備する。
- 全事業をゼロベースから見直し、全予算項目について事業の評価・仕分けを行い、自治体の役割を企画・調整業務等のコア業務に集中する。現業等の周辺事業は民営化・民間委託等を促進する。そのために、市場化

¹⁴ 2014年4月に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が取りまとめた報告書に基づき、2015年1月から3年程度を目途に、発生主義・複式簿記を導入した統一的基準による会計書類等の作成が進められる。

テストやニューパブリックマネジメント(NPM:New Public Management)の導入を検討する。

【地方議会改革】

1. 監視機能の強化に向けて、厳格に分離した二元代表制にする。

参照提言[7]

- 監視機能を強化するため、現行の地方自治法が採用している議院内閣制の要素を縮小し、厳格に分離した二元代表制に改革を進める。
- 具体的には、議会の不信任議決権と首長の解散権の廃止、議会招集権・議事堂管理権・議会予算執行権等の議長への付与、副知事・副市長等の選任にかかわる議会同意の廃止等を行う。

2. 基礎自治体、広域自治体の実情に応じた議会運営、選挙制度にする。

参照提言[7]

- 基礎自治体の議会では、住民が生業と議員を兼職できるように、標準会議規則の多様化を通じ、平日夕方以降や休日の定例開催を促進する。なお、小規模な基礎自治体では、読会制や町村総会の採用も検討する。
- 広域自治体の議会では、行政監視のプロフェッショナル集団としての責任を果たすべく、通年会期制の導入とそれに応じた定数・報酬を定める。
- 公職選挙法を改正し、基礎自治体の議会議員選挙に中選挙区制を、広域自治体の議会議員選挙に大選挙区完全連記制を導入する。
- 財政再建のために、地方議会の議員数を削減する。また、地方議員は率先して自らの報酬を見直し、財政再建の目処がつくまで報酬を返上する等、歳出削減に努める。

参照した提言・意見書等

- [1] 「基礎自治体強化による地域の自立」(2006年4月、2005年度地方行財政改革委員会)
- [2] 「基礎自治体の経営改革」(2007年6月、2006年度地方行財政改革委員会)
- [3] 「基礎自治体のガバナンス改革」(2008年6月、2007年度地方行財政改革委員会)
- [4] 「同友会版『骨太の方針』」(2009年7月、2009年度夏季セミナー「軽井沢アピール」添付)
- [5] 「地域主権型の道州制導入に向けて<中間報告書>」(2009年10月、2009年度地方行財政委員会)
- [6] 「道州制移行における課題 - 財政面から見た東京問題と長期債務負担問題 - 」(2010年5月、2009年度地方行財政委員会)
- [7] 「地方議会の改革について」(2012年4月、2011年度地域主権型道州制委員会)

【 - 4】 司法制度改革

主な政策提言

【憲法裁判所の設置と法曹人材の育成】

- 抽象的違憲審査も行う「憲法裁判所」を設置する。
- 法曹人材の活動分野を拡大する。
- 社会のニーズに質・量の両面から応える法曹を育成する。

【憲法裁判所の設置と法曹人材の育成】

1. 抽象的違憲審査も行う「憲法裁判所」を設置する。

参照提言[1]

- 現行の最高裁判所とは別に、抽象的違憲審査も行う「憲法裁判所」を設置する。憲法裁判所の裁判官は、公聴会等のオープンな審査を経た上で、職業裁判官以外にも高い見識を備えた専門家を選任する。

2. 法曹人材の活動分野を拡大する。

参照提言[1]

- 司法試験合格者が、法曹界のみならず、国家・地方公務員、国会議員政策秘書、企業内弁護士等の諸分野で活躍できる環境を整備する。また、多様な経験を積んだ人材を裁判官・検察官に積極的に登用する。

3. 社会のニーズに質・量の両面から応える法曹を育成する¹⁵。

参照提言[2] [3]

- 司法試験合格率を引き上げ、法科大学院での教育を充実する。また、予備試験を廃止し、法科大学院で多様な法曹を育てる。
- 法科大学院に柔軟な制度設計を認め、教育期間の短縮と教育の多様化を図る。司法研修所は裁判官・検察官の養成機能に特化する。

参照した提言・意見書等

[1] 「2020年の日本創生 - 若者が輝き、世界が期待する国へ - 」(2011年1月)

[2] 「法曹養成制度の在り方に関する意見書」(2013年6月、2013年度改革推進プラットフォーム)

[3] 「社会のニーズに質・量の両面から応える法曹の育成を」(2014年5月、2014年度改革推進プラットフォーム 司法制度改革検討 PT)

¹⁵ 内閣官房の法曹養成制度改革顧問会議で検討中。



:財政健全化と社会保障制度の再構築

【 - 1】 財政・税制改革

主な政策提言

【歳出・歳入一体改革】

- 「財政健全化法(仮称)」を制定する。
- 「国民生活者番号(納税者番号)(仮称)」制度を導入する。

【歳出、予算制度、特別会計改革】

- 社会保障関係費や、公共事業を含む裁量的経費のムダを徹底的に削減する。
- 歳出削減や行政効率化を図るための予算制度改革をする。
- 特別会計を徹底的に見直し、透明化をする。

【歳入(税制)改革】

- 消費課税は、基礎年金と地方の安定財源確保を目的に、17%まで引き上げる。
- 法人課税は、立地競争力強化の観点から段階的に25%まで引き下げる。
- 「給付つき税額控除」を導入し、低所得者への配慮と就労・子育て支援をする。

【歳出・歳入一体改革】

1. 「財政健全化法(仮称)」を制定する。

参照提言[1] [5]

- 「財政健全化法(仮称)」を制定し、財政規律を法定する。
- 同法には、以下の内容を盛り込む。
 - 国民負担率の上限目標を設定し、その範囲内で財政を運営する。
 - 社会保障給付総額の伸び率を名目成長率以下に抑制する。
 - 基礎的財政収支の均衡および債務の圧縮をする。
 - 景気悪化時には歳出削減を一時的に猶予する。
 - 目標未達成時は、裁量的経費や公務員人件費総額を削減する。

2. 「国民生活者番号(納税者番号)¹⁶(仮称)」制度を導入する。

参照提言[2] [5] [9]

- 個人情報保護のための十分なセキュリティを確保した「国民生活者番号(納税者番号)(仮称)」制度を導入し、活用する。

¹⁶ マイナンバー(社会保障・税番号)として、2016年から利用開始予定。

【歳出、予算制度、特別会計改革】

1. 社会保障関係費や、公共事業を含む裁量的経費のムダを徹底的に削減する。

参照提言[1] [5] [10]

- 社会保障関係費については、情報公開やデータを基に国民と危機感を共有し、持続可能な制度の維持に向け、抑制する。
- 公共事業を含む裁量的経費についてもムダの徹底的削減をすると同時に、官需に依存する地域での新たな産業の育成・支援等を行う。

2. 歳出削減や行政効率化を図るための予算制度改革をする。

参照提言[1] [4]

- 首相のリーダーシップで重点政策別および大枠の府省別予算配分を決定する。その際に、複数年度予算(例えば3年)を導入する。
- 各府省は政策目標に基づき、自らの裁量で予算配分を決定する。「Pay-as-you-go(財源なくして増額措置なし)原則」を徹底し、予算の再配分を含めた政策のスクラップ・アンド・ビルドを行う。

3. 特別会計を徹底的に見直し、透明化をする。

参照提言[3]

- 特別会計剰余金は一定のルールの下で一般会計へ繰り入れる。積立金の水準を設定し、上回る場合は国債償還、もしくは負担者へ還元する。
- 予算・決算の透明性を向上するため、予算書・決算書の事業区分や費目の定義を統一する。定量的な事業評価の仕組みの整備とあわせ、業務監査、会計監査を徹底する。
- 特別会計および同会計が実施する事業についてサンセット条項を導入し、その継続・是非について不断に検証する。

【歳入(税制)改革】

1. 消費課税は、基礎年金と地方の安定財源確保を目的に、17%まで引き上げる。

参照提言[2] [5] [6]

- 基礎年金の全額公費負担化を実現し、地方行政の安定財源を確保するため、消費税率を17%まで段階的に引き上げる¹⁷。
- 非課税品目・取引は基本的に現行制度を継承しつつ、単一税率とする。既存の個別間接税はゼロベースで見直す。
- 「益税」排除のため簡易課税制度を廃止し、インボイス方式を導入する。
- 免税点制度は廃止も視野に入れ抜本改革をする。

¹⁷ 2014年4月より消費税率8%に引き上げ。2017年4月に10%へ引き上げ予定。

2. 法人実効税率を立地競争力強化の観点から段階的に25%まで引き下げる。

参照提言[2] [5] [6] [7] [8] [9]

- 法人実効税率は段階的に引き下げ¹⁸、国内企業の国際競争力強化、対内直接投資の拡大を図り、国内需要や雇用を拡大する。

年度	現行	～2015年度	～2020年度
実効税率	34.6%	30.5%	25.5%

- 租税特別措置は、整理・簡素化あるいは廃止する。イコールフットイングの観点から、研究開発促進税制は本則化する。欠損金繰越控除や受取配当金の益金不算入は拡充する。
- 法人事業税および法人住民税の法人税割は廃止する。これに伴い、固定資産税、個人住民税、地方消費税を拡充する。
- 外形標準課税の課税ベース(対象法人)拡大等応益課税を強化する。

3. 「給付つき税額控除」を導入し、低所得者への配慮と就労・子育て支援をする。

参照提言[2] [5]

- 消費税率の引き上げに伴う低所得者層や子育て世代に対する生活費の負担軽減に加え、生活保護給付等と給与所得との連携を図るため、「給付つき税額控除」を導入する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「活力ある経済社会に向けた財政健全化の道筋」(2005年4月、2004年度行財政改革委員会)
- [2] 「社会のために皆が願いを込めて納める税制への改革」(2007年4月、2006年度財政・税制改革委員会)
- [3] 「マニフェスト時代の行政体制と“政策市場”の構築を」(2008年4月、2007年度行政改革委員会)
- [4] 「行政支出削減推進に向けた意見」(2008年11月、2008年度経済情勢・政策委員会)
- [5] 「財政健全化に一步を踏み出し、持続的な成長につなげよ」(2009年11月、2009年度財政・税制改革委員会)
- [6] 「平成24(2012)年度税制改正議論に向けての緊急アピール」(2011年11月、財政・税制改革委員会)
- [7] 「法人実効税率25%への引き下げの道」(2013年7月、財政・税制改革委員会)
- [8] 「成長を促す法人課税と財政健全化の実現を」(2014年4月、2013年度改革推進プラットフォーム)
- [9] 「財政再建へ向けた果敢な取り組みを求める」(2014年4月、2013年度改革推進プラットフォーム)
- [10] 「持続的成長と革新的経営への挑戦」(2014年7月、2014年度夏季セミナー)

¹⁸ 「経済財政運営と改革の基本方針2014」にて、「数年で20%台まで引き下げることを目指す。来年度から開始する」と方針を明記。

【 - 2】 地方税財政改革

主な政策提言

【自主財源を中心とした地方税財政の構築】

- 地方消費税、個人住民税、固定資産税を基幹税とし、課税自主権を強化する。
- 国庫補助金を廃止し、「統合負担金制度」を創設する。
- 地方交付税交付金制度を廃止し、「水平的財政調整制度」を創設する。
- 市場による地方債の規律付けを図る。

【地方財政のガバナンス強化】

- 事業仕分けや民営化等により歳出削減を徹底する。
- 基礎自治体の自主性を担保し、ガバナンスを強化する。
- 自治体の情報公開制度を整備する。

【自主財源を中心とした地方税財政の構築】

1. 地方消費税、個人住民税、固定資産税を基幹税とし、課税自主権を強化する。

参照提言[2] [3] [4] [5] [6]

- 国と地方の新たな税体系を構築する。その際、租税総額に占める国税と地方税の割合を、現在の3対2から2対3にする。
- 地方消費税は5%とし、地方を支える財源とする。個人住民税(比例税)は、基礎自治体の基幹税とする。道州制の役割分担に応じ、国税の個人所得税の一部を個人住民税に移譲することも検討する。固定資産税(土地・家屋)も、基礎自治体の基幹税とする。
- 地方税法における制限税率を緩和・自由化し、課税自主権を強化する。

2. 国庫補助金を廃止し、「統合負担金制度」を創設する。

参照提言[1]

- 国庫支出金のうち、国庫負担金は、用途を縛らない「統合負担金制度」を創設¹⁹し、負担額の算定を簡素で客観的な基準で行う。
- 政策誘導型あるいは奨励的な国庫補助金は廃止する。

3. 地方交付税交付金制度を廃止し、「水平的財政調整制度」を創設する。

参照提言[1]

¹⁹ 民主党政権時に「地域自主戦略交付金」が創設され、2011年度約5,000億円(都道府県分)、2012年度約8,329億円が予算措置されたが、2013年度に廃止された。

- 地方交付税交付金の算定方式の簡素化・透明化を図り、総額抑制の具体的数値を提示し(例えば法定率分のみ)、収支補填から税収格差を緩和する仕組みとし、不交付団体を増やす。

4. 市場による地方債の規律付けを図る。

参照提言[1]

- 地方債は市場公募債とし、発行・償還は、各自治体の自己決定・自己責任を基本とする。また、プロジェクト・ファイナンス方式等も活用する。
- 企業並みの情報開示や格付けの充実を図る。

【地方財政のガバナンス強化】

1. 事業仕分けや民営化等により、歳出削減を徹底する。

参照提言[2] [3] [4] [5] [6]

- 事業仕分け、民営化・民間委託、NPO の活用、複数の自治体による共同事務実施等、歳出削減を徹底する。
- 歳出削減にあたっては、地方議会、地方公務員を聖域としない。

2. 基礎自治体の自主性を担保し、ガバナンスを強化する。

参照提言[2]

- 地方財政制度の中心的な仕組みである「地方財政計画」を廃止する。この廃止により、自治体は収入に見合う予算に転換する。
- 地方自治法、地方財政法、地方税法等国が定める地方にかかわる法律を見直し、原則として地方関連基本法として一本化し、その他ルールは各自治体の事情と責任において条例で定める。
- 情報公開制度を整備する。また、自治体の再建法制(破綻法等)の整備や、財務監査や再建のための機関設置を検討する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「自ら考え、行動する地域づくりを目指して」-地域主権確立への行財政改革の提言-(2002年10月 全国経済同友会 地方行財政改革推進会議)。
- [2] 「基礎自治体強化による地域の自立」(2006年4月、2005年度地方行財政改革委員会)
- [3] 「基礎自治体の経営改革」(2007年6月、2006年度地方行財政改革委員会)
- [4] 「基礎自治体のガバナンス改革」(2008年6月、2007年度地方行財政改革委員会)
- [5] 「地域主権型の道州制導入に向けて < 中間報告書 >」(2009年10月、2009年度地方行財政委員会)
- [6] 「道州制移行における課題 - 財政面から見た東京問題と長期債務負担問題 - 」(2010年5月、2009年度地方行財政委員会)

【 - 3】 社会保障制度改革

主な政策提言

【全般】

- 「社会保障改革会議(仮称)」を設置し社会保障制度の一体的改革を進める。
- マイナンバー(社会保障・税番号制度)を活用する。

【年金制度】

- 全額年金目的消費税で賄う新基礎年金制度を創設する。
- 民間金融機関等が運営する新拠出建年金制度を創設する。

【医療制度】

- 75歳以上を対象とする独立した高齢者医療制度を設立する。
- 混合診療の解禁等で医療の効率化と多様なニーズへの対応を図る。
- 診療報酬本体と薬価の関係等、改定方法についてゼロベースで見直す。

【介護保険制度】

- 介護保険制度におけるサービスの重点化と自己負担の引き上げを図る。
- 介護老人福祉施設の経営への株式会社等の参入を解禁する。

【全般】

1. 「社会保障改革会議(仮称)²⁰」を設置し、社会保障制度の一体的改革を進める。
参照提言 [17] [22]
 - 将来の制度の姿を明確化し、国民に選択を求めるために、超党派による協議機関を設置し、一体改革について合意形成を進める。
2. マイナンバー(社会保障・税番号制度)を活用する。
参照提言[12] [21]
 - 適切な社会保険料の負担や各種の社会保障給付の効率的な設定ができるようにマイナンバーを活用する。

【年金制度】

²⁰ 有識者が構成員となって社会保障国民会議(2008年1月)、社会保障制度改革国民会議(2012年)、社会保障制度改革推進会議(2014年7月)等が設置された。

1. 全額年金目的消費税で賄う新基礎年金制度を創設する。

参照提言[1] [2] [3] [5] [7] [8] [9] [13] [15] [17] [18]

- 老後における最低限の生活保障のため、65歳以上の全国民に1人月額7万円(物価スライドを適用)を給付する。財源は、全額年金目的消費税に置き換えることで、基礎年金部分の個人の保険料負担はゼロになる。

2. 民間金融機関等が運営する新拠出建年金制度を創設する。

参照提言[1] [2][5][7][8][9][12][13][14][15][18]

- 最低限の生活保障を超える新たな2階部分として、民間金融機関等が運営する新拠出建年金制度を創設する。税制優遇を行い、収入のある国民は誰でも加入可能とする。
- 本制度の導入にあたり、現在の厚生年金報酬比例部分は、約50年間かけて積立方式に移行し、最終的に廃止する。
- 企業が負担している現行の厚生年金保険料相当分は、過去期間の年金純債務の処理に充てると共に、新たな2階部分の新拠出建年金に拠出する。本改革実施後も企業の保険料負担は、現行制度と同水準にする。

【医療制度】

1. 75歳以上を対象とする独立した新・高齢者医療制度を設立する。

参照提言[12][14][16][19]

- 75歳以上を対象とする独立した医療保険制度を設け、その財源構成は、公費7割、自己負担3割とする。
- 74歳以下の医療費は、基本的に保険料と自己負担(3割)で賄うこととし、75歳以上を対象とする医療制度への支援金拠出は行わない。
- 高額療養費制度は維持する。

2. 混合診療の解禁等で医療の効率化と多様なニーズへの対応を図る。

参照提言[4][6][10][12][13][14][19]

- 国民皆保険を維持しつつ、混合診療を全面的に解禁し、医療サービスの選択肢を拡大し、公的医療保険給付を抑制する。成長分野として期待される医療関連産業の可能性を広げる。
- レセプトの完全オンライン化²¹を実施する。
- 医療分野への企業参入の自由化を促進する。
- 国民健康保険を広域化²²し、その後、国保と協会けんぽを都道府県単位で統合する。最終的に、組合健保と統合する。

²¹ オンライン化は7割程度。(電子化は90%以上、2014年6月現在)

²² 国保広域化(都道府県に移管)の関連法案は2015年の通常国会に提出予定。

3. 診療報酬本体と薬価の関係等、改定方法についてゼロベースで見直す。

参照提言[22][24]

- 診療報酬本体と薬価の関係等、改定方法についてゼロベースで見直す。また、地域医療圏における病院間の機能分担のインセンティブ付与は、診療報酬にメリハリをつけることで行う。

【介護保険制度】

1. 介護保険制度におけるサービスの重点化と自己負担の引き上げを図る。

参照提言[11][12][13]

- 介護保険給付を重度者に重点化し、「要介護1」および「要支援1～2」を保険適用外として、「要介護2」以上について自己負担割合を2割に引き上げ、受益と負担の関係を明確にする。

2. 介護老人福祉施設の経営への株式会社等の参入を解禁する。

参照提言[11][13][14]

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の経営について、株式会社等の参入を構造改革特区以外でも認める。
- 社宅等民間施設の介護施設への転用を促進する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「安心して生活できる社会を求めて - 社会保障改革の基本的考え方 - 」(1996年11月、1996年度年金・福祉問題委員会)
- [2] 「『複線型人生』のすすめ - 少子・高齢化への提言」(1999年3月、1997-1998年度少子・高齢化問題委員会)
- [3] 「社会保障制度改革の提言 (その1)年金制度改革」(2000年3月、1999-2000年度社会保障改革委員会)
- [4] 「社会保障制度改革の提言(その2)医療問題」(2000年10月、1999-2000年度社会保障改革委員会)
- [5] 「『自律国家』と『国民負担率30%の小さな政府』」(2001年1月、1999-2000年度行政委員会)
- [6] 「国民が選択できるバラエティ豊かな医療の実現のために」(2001年5月、1999-2000年度医療保険制度改革研究会)
- [7] 「急激に進展する少子高齢化社会に向けた持続可能な公的年金制度への抜本改革」(2002年12月、2002年度社会保障改革委員会)

- [8] 「国民の信頼の回復と若者たちの夢を支えるシステム改革を」(2003年2月、2002年度行財政委員会)
- [9] 「安心で充実した老後生活を支える新しい年金体系の構築」(2004年2月、2003年度年金改革委員会)
- [10] 「医療先進国ニッポンを目指して」(2004年4月、2003年度医療改革委員会)
- [11] 「介護保険制度の抜本改革を」(2004年11月、2004年度社会保障改革委員会)
- [12] 「本格的な少子高齢化時代にふさわしい社会保障制度の確立」(2005年4月、2004年度社会保障改革委員会)
- [13] 「社会保障制度を真に持続可能とするための抜本的・一体的改革」(2006年5月、2005年度社会保障改革委員会)
- [14] 「活力ある経済社会を支える社会保障制度改革」(2007年4月、2006年度社会保障改革委員会)
- [15] 「真に持続可能な年金制度の構築に向けて」(2009年6月、2008年度社会保障改革委員会)
- [16] 「地域を主体とする医療制度を目指して」(2009年6月、2008年度医療制度改革委員会)
- [17] 「新政権に望む～新しい国づくりに向けた責任ある政権運営を求め～」(2009年8月)
- [18] 「財政健全化に一步を踏み出し、持続的な成長につなげよ」(2009年11月、2009年度財政・税制改革委員会)
- [19] 「抜本的な医療制度改革への提言」(2010年4月、2009年度医療制度改革委員会)
- [20] 「持続可能な介護保険制度に向けた抜本的改革を」(2011年1月、2009年度社会保障改革委員会)
- [21] 「次世代へ誇れる番号制度システムの実現を～ 国益 > 国民益 > 政治家益・省益・企業益～」(2012年3月 2011年度国家情報基盤改革委員会)
- [22] 「医療・福祉の質向上と経済成長の二兎を追う」(2012年5月、2011年度医療・福祉ビジネス委員会)
- [23] 「『社会保障制度改革国民会議』に向けての意見書」(2013年3月、2012年度社会保障改革委員会)
- [24] 「診療報酬の改定に関する意見」(2013年12月)



: 国際社会の平和と安定への貢献

【 - 1】 安全保障

主な政策提言

【安全保障・防衛体制の整備】

- 安全保障の根幹は自らの防衛努力との認識を共有し、必要な体制整備を行う。
- 緊急事態基本法を制定し、危機対応体制を確立する。
- 集団的自衛権にかかわる政府の憲法解釈を変更する。
- 武器輸出三原則を緩和する。
- 日本の経済基盤の安全確保に向けた施策に取り組む。
- シーレーンの安全を確保する。
- 情報・通信にかかわる安全保障政策を確立し、サイバー・セキュリティの強化に取り組む。
- 既存の防衛予算内での選択と集中、節度ある防衛力整備を行う。

【日米同盟の維持・強化・深化】

- 日米同盟の維持・強化・深化に取り組む。

【地域・多国間安全保障協力】

- アジアにおける安全保障対話・協力の枠組みを強化する。
- 国際平和協力活動への参画体制を整備・強化する。

【安全保障・防衛体制の整備】

1. 安全保障の根幹は自らの防衛努力との認識を共有し、必要な体制整備を行う。

参照提言[11] [12]

- 自国の安全確保は自らの防衛努力により責任を持つとの認識を社会が共有し、国民の安全・財産、主権や国土の安全等の国益の保護、何らかの攻撃に対する自衛について、必要な法制度・体制を構築する。

2. 緊急事態基本法を制定し、危機対応体制を確立する。

参照提言[11] [12]

- 2004年の自公民三党合意を踏襲し、緊急事態基本法を制定する。これにより、自然災害、テロ、有事等の様々な事態に備え、危機の性質や段階に応じた国・地方間や府省間の連携や権限移行のあり方に関して法整備を行う。

- 空港、道路、電波・通信等の防衛利用や、民間の土地、船舶、車両等の利用に関しても、平時において法整備や合意形成を行っておく。

3. 集団的自衛権にかかわる政府の憲法解釈²³を変更する。

参照提言[1][3][5][9][11][12]

- 日米同盟を基軸とする安全保障体制と、国連を中心とする国際的な平和維持活動への協力度を高め、わが国の人々と国土を守り、地域の安定を確保するため、政府の憲法解釈を改め、集団的自衛権の行使を認める。これにより日米同盟における片務性を改善する。
- 行使にあたっての原則や手続き、国会の関与等について、シビリアン・コントロールの視点から、法制化を行う。

4. 武器輸出三原則を緩和する。

参照提言[10][11][12]

- 防衛装備品の効率的な調達を進めるため、国際的な開発・生産体制に加わるという選択肢を持つため、一定の歯止めを設けた上で、武器輸出政策の弾力的な運用を認める²⁴。
- 2011年12月の見直しを受け、価値観を共有する国に限り、目的条件を緩和する等一層の緩和を進める。

5. 日本の経済基盤の安全確保に向けた施策に取り組む。

参照提言[10][11][12]

- エネルギー・資源安全保障のため、輸入元の多様化を図る等、供給源の選択肢を広く持つ。
- 資源・エネルギー開発にかかわる国際ルールの策定・強化を通じ、資源・エネルギーを安定的に確保する。
- 模範的な原子力平和利用国として、日本の原子力発電技術導入に対する各国の要望に応える。同時に、核不拡散体制維持への協力を続ける。
- 食料安全保障については、自由貿易の推進と国内農業の強化・高度化を両輪とし、選択肢の拡大に取り組む。
- 途上国への農業技術の供与や、近隣・友好国との相互依存関係に基づき、調達の選択肢の拡大、供給能力の向上を図る。

²³ 閣議決定で集団的自衛権を容認。(2014年7月)

²⁴ 2011年12月の武器輸出三原則見直しにより、国際共同開発・共同生産への参加と人道目的での装備品供与を解禁。2014年3月に従来の三原則に代わる「防衛装備移転三原則」が閣議決定され、移転条件等の明確化が行われた。

6. シーレーンの安全を確保する。

参照提言[10][11][12]

- 海上保安庁の能力向上、および同庁と海上自衛隊の連携強化を図り、航行の自由を確保するために沿岸警備体制を強化する。
- 自由で安全な海上輸送網の確保について、関係国と共同訓練・演習を行うと共に、信頼醸成や公正なルール策定に取り組む。

7. 情報・通信にかかわる安全保障政策を確立し、サイバー・セキュリティの強化に取り組む。

参照提言[12]

- 情報・通信基盤をサイバー攻撃等のリスクから守るため、情報・通信政策に安全保障の視点を織り込み、対応を強化する。

8. 既存の防衛予算内での選択と集中、節度ある防衛力整備を行う。

参照提言[10][11][12]

- 既存の防衛予算内での選択と集中、および防衛力の弾力的運用によって必要な財源を賄い、節度ある防衛力整備を行う。
- 近隣諸国の軍事力増強や周辺情勢の変化に応じて、過去の制約にとらわれずに防衛予算の規模を検討する。

【日米同盟の維持・強化・深化】

1. 日米同盟の維持・強化・深化に取り組む。

参照提言[1][2][3][4][8][9][10][11][12]

- わが国とアジア・太平洋地域、世界の平和と安定を確保するために、引き続き米国との同盟を選択し、新たな国際環境に即した相互補完関係を追求することで、日米同盟関係の維持・強化・深化に取り組む。
- 日米同盟の信頼関係を確固たるものとするためにも、2006年に合意した在日米軍再編に向けたロードマップ(再編実施のための日米のロードマップ)²⁵を着実に実行する。
- 日米の部隊間の連携力強化のため、陸・海・空のそれぞれが、また海上保安庁、警察等、関連する諸機関も関与するかたちで、共同訓練・演習²⁶を実施する。

²⁵ 2012年3月に航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地への移転が終了。米空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は2017年頃に実現見込み。普天間飛行場の代替施設建設は、2013年に沖縄県知事が辺野古沖の埋め立てを承認したことを受け、調査・工事が進められている。

²⁶ 2013年度、日米間で合計24回の共同訓練を実施。(2014年版防衛白書)

- アジア太平洋地域における米国の活動円滑化のため、監視・情報収集能力向上や、友好国への装備品の譲渡、港湾施設等の整備に対する援助等を通じ、米軍への側面支援を行う。²⁷
- 日米同盟を軸として、韓国、豪州、インド等との防衛協力を推進する。

【地域・多国間安全保障協力】

1. アジアにおける安全保障対話・協力の枠組みを強化する。

参照提言[1][3][7][9][10][11][12]

- テロや海賊対策、大量破壊兵器・ミサイル技術の拡散防止等、安全保障上の不安定要因にかかわる対話の仕組みを構築・強化し、地域の信頼醸成を促し、紛争予防メカニズムの構築に貢献する。

2. 国際平和協力活動への参画体制を整備・強化する。

参照提言[6][8][9][10][11][12]

- 自衛隊が国連平和維持活動やその他の国際平和協力活動により有効かつ機動的に参加するため、恒久法の制定によって、その目的、派遣の基準、従事する業務を明らかにする。
- 紛争終了後の安全確保・人道復興支援を迅速かつ効果的に展開するため、自衛隊・警察・海上保安庁等の安全確保にかかわる政府機関と、国内のNGO、民生における専門家、企業等の民間が持つ強みを活かし、相互補完的な活動を行う「日本型 CIMIC (Civil-Military Co-operation、民軍協力)」体制を構築する。
- 国連平和維持活動に加え、(a)保健、食糧、水、消防等のライフ・サポート、(b)公共交通、水路、電気通信等のインフラ、(c)地雷除去、難民キャンプ、難民の移動等の人道支援、(d)司法、地方組織、通関、金融、教育等の制度構築といった分野別専門家を含む組織で支援する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「安全保障問題調査会報告書」(1996年4月、1995年度安全保障問題調査会)
- [2] 「21世紀初頭の世界の枠組みと日本の役割」(1996年5月、1995年度ニューワールドオーダーと日本の役割を考える委員会)
- [3] 「早急に取り組むべきわが国の安全保障上の四つの課題」(1999年3月、1998年度安全保障問題委員会)
- [4] 「21世紀宣言」(2000年12月、2000年度21世紀宣言起草委員会)

²⁷ ODA でインドネシア・フィリピンへの巡視船の供与、マレーシアの海上保安官の育成を行う。ベトナムにも巡視船を無償供与予定。

- [5] 「憲法問題調査会活動報告書」(2002年4月、2001年度憲法問題調査会)
- [6] 「戦闘終了後の新たな安全確保・人道復興支援体制の構築に向けて」(2004年11月、2004年度イラク問題研究会)
- [7] 「東アジア共同体実現に向けての提言」(2006年3月、2005年度アジア委員会)
- [8] 「新たな外交・安全保障政策の基本方針」(2006年9月、2006年度外交・安全保障委員会)
- [9] 「新たな日米関係の構築」(2009年1月、2008年度米州委員会)
- [10] 「2020年の日本創生 - 若者が輝き、世界が期待する国へ - 」(2011年1月)
- [11] 「世界構造の変化と日本外交新次元への進化」(2011年2月、2011年度総合外交戦略委員会)
- [12] 「『実行可能』な安全保障の再構築」(2013年4月、2012年度安全保障委員会)

【 - 2】 経済外交

主な政策提言

【経済連携の推進】

- 経済連携協定(EPA) / 自由貿易協定(FTA)を戦略的に締結し、ひいては多角的な貿易自由化への足掛かりとする。
- 高水準かつ包括的な TPP 協定の早期合意を図る。

【直接投資・海外人材受け入れ】

- 対内直接投資(FDI)の拡大に取り組む。
- 海外高度人材・留学生等の活躍を積極的に促進する。

【国際標準獲得戦略の強化】

- わが国の技術・規格の国際標準化を加速する。

【経済連携の推進】

1. 経済連携協定(EPA) / 自由貿易協定(FTA)を戦略的に締結し、ひいては多角的な貿易自由化への足掛かりとする。

参照提言[1][2][3][4][5][7][10]

- 公正で透明性の高い国際ルール作りに参加し、自由貿易の深化を通じて世界に貢献すると共に、世界の活力を取り込み、持続的な経済成長と豊かな国民生活を実現する。
- WTO ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結と WTO 体制の強化に努める。
- 「環太平洋戦略的経済連携(TPP)協定」交渉に参加すると共に²⁸、2020年までに「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)」を実現する道筋をつける。
- 「東アジア地域包括的経済連携(RCEP)」²⁹や日中韓 FTA³⁰、日 EU・EPA³¹等の早期締結に向け、戦略的かつ多面的に外交を展開し、ひいてはこれらを多角的な貿易自由化への足掛かりとする。
- 交渉にあたり、WTO 協定との整合性を確保し、将来的な多角的貿易自由化への足掛かりとする。

²⁸ 2013年7月に参加済み、合意目標は2015年春。

²⁹ ASEAN10カ国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドが、2013年より交渉開始。合意目標は2015年中。

³⁰ 2013年より日本、中国、韓国が交渉開始。合意目標は2015年中。

³¹ 2013年より交渉開始。合意目標は2015年中。

- 日本を含むアジアの消費者が国際分業の恩恵を享受し、経済厚生を高めるため、FTA や EPA の締結を通じて国内市場を開放する。
- 日加 EPA は、包括的かつ TPP 協定以上に野心的なものとし、また、両国の貿易・投資を最大化するため、エネルギー章を設ける。

2. 高水準かつ包括的な TPP 協定の早期合意を図る。

参照提言[3][6][7][8][9][10][11]

- 物品貿易の全品目について、即時または 10 年程度の段階的な関税撤廃を原則に、除外品目は極めて限定的なものとし、98%を超える自由化率を目指す。除外品目についても、交渉参加国が受け入れ可能な水準を示すため、守るべき分野を核心部分に絞りこむと共に、段階的な関税の引き下げ・撤廃、セーフガード等も活用し、柔軟に対応する。
- 輸出関税にかかわるルールの明確化や輸出数量制限の原則禁止を確保し、資源・食料の安定供給を図る。
- 原産地規則および証明制度について、品目ごとの例外は極力絞り込み、TPP 協定参加国間で統一された制度とすると共に、日本の産業構造に即した累積ルールを獲得する。
- 政府調達市場における非関税障壁を排除すると共に、透明性が高く非差別的なアクセスを確保することにより、加盟国の政府調達市場の開放を促進する。WTO 政府調達協定非締約の国および州においても、改正議定書並みの政府調達市場の開放を確保する。
- 投資家および投資財産、知的財産等の保護のほか、市場競争に参加している国有・国営企業を含む全ての市場参加者を対象とした、公正かつ自由で対等な競争条件・競争環境を確保する。
- 規格の標準化や認証プロセスの国際ハーモナイゼーションを図る。
- 新興国における模倣品・海賊版の流通防止と摘発の実効性確保を図り、情報共有・人材派遣等を含む、税関、司法、特許行政主体による広域的な連携強化の枠組みを作る。
- 法制度の運用にかかる予見性と透明性の確保を担保する枠組みを設ける。また、仲裁制度の導入等を含む法的環境の整備等を通じ、公正かつ自由で対等な競争環境を確保する協定とする。
- 環境や労働といった分野では、先進国の優れた基準を広く適用する。
- 今後、できる限り多くの国々の協定への参加を可能とするため、高水準の自由化を目指すことを除いては、交渉参加にあたって制限を設けない、オープンかつ柔軟で、技術革新や新たなビジネスモデルの創造に対応できるプロセスを取り入れた「生きた協定」にする。

【直接投資・海外人材受け入れ】

1. 対内直接投資(FDI)の拡大に取り組む。

参照提言[2][4]

- 各種経済連携協定交渉と並行して、国内の規制・制度改革を断行し、各種ルールの合理化を図ると共に、ルールの運用における予見可能性・透明性を向上させ、国内外の企業にとって魅力ある投資環境を整備する。
- 外国人投資家をわが国の活性化のために進んで迎え入れるという一貫したメッセージを世界に発信する。
- 解雇規制を見直すと共に、M&A 関連規制を含む行政対応を透明化し、外国企業の予見可能性を高める。
- 国家戦略特区等を活用し、地方自治体の取り組みとして、例えば「外資特区」を導入し、法人住民税 10 年間免除等、海外企業誘致を展開する。
- 日本貿易振興機構(JETRO)や地方自治体の取り組みとして、人材確保や企業仲介等、誘致企業に対するソフト面での支援体制を強化する。

2. 海外高度人材の受け入れ、留学生の活躍を積極的に促進する。

参照提言 [2][4][5]

- 海外高度人材の受け入れを促進するため、例えば、(a)所得税を 10 年間で 10%程度引き下げる、(b)在留通算 8 年のうち、就労資格または居住資格通算 4 年で永住権取得を可能とする。
- 海外高度人材の生活インフラを整備するため、国は社会保障協定締結の促進³²、外国人医師による診療の解禁等に取り組み、地方自治体は、外国人子弟受入校整備・支援等に取り組む。
- 大学・大学院の国際競争力強化や、英語のみで学位・資格取得が可能なコースの拡充、多様性への対応力の高い人材を輩出する初等・中等教育の実現に向けた各種制度の見直しを行う。
- 安全・安心、ホスピタリティといった日本の社会・文化を魅力と感じる諸外国の人々に、資格に応じ永住権等を付与する。
- 官民協力の下、留学生および JET プログラム終了者に対する就学・就職支援、生活環境改善に取り組むほか、外国人高度人材の在留資格に対する優遇措置を講じる。

【国際標準獲得戦略の強化】

1. わが国の技術・規格の国際標準化を加速する。

³² 2014年10月現在、18カ国と社会保障協定（「保険料の二重負担防止」「年金加入期間の通算」）を署名済（うち15カ国分は発効済）。なお、英国、韓国およびイタリアについては「保険料の二重負担防止」のみが対象。

参照提言 [2][4][5]

- 先端技術を中心とした国際標準の獲得について、国際競争力強化の観点から、官民一体で対応する。
- 国際標準化人材(語学力と専門知識を持つ技術人材)を育成する。
- 標準化機関の議長・幹事職のさらなる引き受けに注力しつつ、国際交渉でわが国の意見を反映できるよう、賛同国を増やす外交努力を行う。
- 環境・エネルギー分野等、今後、巨大な市場が誕生することが期待される分野に人材や資源を集中的に投下し、官民連携の下、国際協調を図り、わが国の技術・規格の国際標準化を加速する。
- 環境技術等に関する研究開発機能をアジア諸国と共有し、グリーン・テクノロジーのアジア標準を獲得し、さらに国際標準へとつなげるべく、わが国がリーダーシップを発揮する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「自由貿易協定を核に、東アジアの経済連帯を」(2003年4月、2002年度東アジアの経済秩序を考える委員会)
- [2] 「日本の活性化と競争力強化に向けて」(2008年3月、2007年度経済外交委員会)
- [3] 「真に尊敬され信頼される国家としての経済外交」(2009年3月、2008年度経済外交委員会)
- [4] 「豊かな社会に向けた3つの成長戦略～成長の果実を将来世代と分かち合うために～」(2010年4月、2009年度内需拡大・経済成長戦略委員会)
- [5] 「世界構造の変化と日本外交新次元への進化」(2011年2月、2010年度総合外交戦略委員会)
- [6] 「経済連携協定交渉に臨む「9つの基本原則」～TPPをはじめとする高水準の協定交渉を進めよ～」(2012年4月、2012年度経済連携委員会)
- [7] 「経済連携協定を生かし、成長を実現するために」(2013年3月、2012年度経済連携委員会)
- [8] 「TPP 首脳会合(於:パリ)に向けた意見」(2013年9月、2013年度経済連携委員会)
- [9] 「TPP 交渉の早期妥結を求める(3団体共同提言)」(2014年2月、2013年度経済連携委員会)
- [10] 「日加経営者対話に基づく共同声明 公益社団法人経済同友会およびカナダ経営者評議会」(2014年2月、2013年度経済連携委員会)
- [11] 「TPP 協定への期待 公益社団法人経済同友会および在日米国商工会議所による共同声明」(2014年4月、2014年度経済連携委員会)

【 - 3】 開発・経済協力

主な政策提言

【開発・経済協力】

- 「国連ミレニアム開発目標」を着実に達成する。
- 国益の観点から発展途上国への開発協力を戦略的に展開する。

1. 「国連ミレニアム開発目標」を着実に達成する。

参照提言[3]

- わが国として「国連ミレニアム開発目標」(MDGs)を着実に達成し、発展途上国の課題解決に貢献する。

2. 国益の観点から発展途上国への開発協力を戦略的に展開する。

参照提言[1][2][3][4][5][6][7]

- 発展途上国のインフラ整備プロジェクト獲得に向けて、各国の政治リーダーがトップ外交を繰り広げる中、わが国も外交支援を展開する。その際、より機動的で、柔軟なリネージュ外交を展開して、わが国の総合力を発揮する。³³
- 国家戦略の一つとして開発協力の活用を位置付ける。国益に対する長期的投資、わが国の総力を挙げた総合的事業として「開発協力」を再定義し、「民」の知恵やリソースをも結集し、幅広いパートナーシップに基づき展開する。³⁴
- 教育・人材育成、災害予防・救援、環境・エネルギー分野等、わが国が強みを有する分野で質の高い開発協力を行うことにより、独自性を発揮する。特に、低炭素社会づくりに資する案件に集中的に資金を投入する。
- 途上国側のニーズや他の主要援助国の動向に照らし、実効性ある官民連携を拡大・進化させる。開発協力における「民」、特に企業の活躍を支援するため、ODA 活用等のスキーム整備と継続的な改善をすると共に、開発協力実施機関・在外公館の機能強化により、被援助国の支援体制を拡充する。
- 開発協力に関する司令塔として、民間も参画する「開発協力総合戦略会議(仮称)」を設立し、同会議が策定した基本方針に基づき、関係府省・政府機関間の一層の連携、開発協力の一元的な運用を図る。

³³ 「経協インフラ戦略会議」が2013年3月設置され、同年5月に「インフラ・システム輸出戦略」を策定。

³⁴ ODA 大綱の見直しを実施(2014年)。

参照した提言・意見書等

- [1] 「21世紀初頭の世界の枠組みと日本の役割」(1996年5月、1995年度ニューワールドオーダーと日本の役割を考える委員会)
- [2] 「市場の提供による国益の実現」(1998年6月、1998年度経済外交委員会)
- [3] 「今後の日本の国際協力について - 日本型モデルの提示を - 」(2006年2月、2005年度日本の対外援助委員会)
- [4] 「東アジア共同体実現に向けての提言」(2006年3月、2005年度アジア委員会)
- [5] 「新たな日米関係の構築」(2009年1月、2008年度米州委員会)
- [6] 「実効性のある日中「戦略的互惠関係」の構築に向けて」(2011年1月、2010年度中国委員会)
- [7] 「ODA 大綱見直しに関する意見書～日本の総力を挙げた戦略的開発協力の刷新と実効性ある推進体制の整備を求める～」(2014年10月、2014年度アフリカ委員会)

【 - 4】 外交インフラ

主な政策提言

【情報収集・分析体制】

- 「国家安全保障会議」を設置し、情報収集・分析の一元化を図る。

【人材育成】

- 外交・安全保障政策にかかわる人材基盤を強化する。
- 国際的な政策形成の場において活躍できるニュー・エリートを養成する。

【対外発信】

- パブリック・ディプロマシーと対外情報戦略の強化を図る。

【情報収集・分析体制】

1. 「国家安全保障会議」を設置し、情報収集・分析の一元化を図る³⁵。

参照提言[3][4][5]

- 「国家安全保障会議」を設置し、情報収集・分析の充実と一元化を行い、複数府省の連携を強化する。
- 衛星や人的ネットワークを含む情報収集・分析機能を強化すると共に、同盟国との信頼関係を担保するため、機密情報の管理・保全体制を整備する。

【人材育成】

1. 外交・安全保障政策にかかわる人材基盤を強化する。

参照提言[1][2][3][4]

- 外交・安全保障政策の選択肢を幅広く検討し、有為な人材をプールする場として、外交・安全保障を検討する独立したシンクタンクを複数設立する。
- 外交・安全保障政策に関し、国際的な知的交流を担うことができる人材の充実を図る。外交・安全保障政策にかかわる人材を企業、政府、政党、大学、シンクタンク等にてプールし、活躍できる場を拡大する。

³⁵ 安全保障会議を「国家安全保障会議」に改組（2013年12月）。

【対外発信】

1. 国際的な政策形成の場において活躍できるニュー・エリートを養成する。

参照提言[3][4]

- 国際的な人的ネットワークを構築し、国際機関を始めとする政策や合意形成の場で活躍できる人材を戦略的に養成する。

【対外発信】

1. パブリック・ディプロマシーと対外情報戦略の強化を図る。

参照提言[4]

- 国際社会向けの対外広報を充実させる。国際テレビ放送、インターネットでの外国語による情報発信、海外での日本語教育、海外日系人コミュニティとの連携、海外での日本研究促進や知日派の育成、外国人観光客や留学生の誘致、本邦企業による外国人材登用等を強化・拡大する。

■ 参照した提言・意見書等

- [1] 「新たな外交・安全保障政策の基本方針」(2006年9月、2006年度外交・安全保障委員会)
- [2] 「新たな日米関係の構築」(2009年1月、2008年度米州委員会)
- [3] 「2020年の日本創生 - 若者が輝き、世界が期待する国へ - 」(2011年1月)
- [4] 「世界構造の変化と日本外交新次元への進化」(2011年2月、2010年度総合外交戦略委員会)
- [5] 「『実行可能』な安全保障の再構築」(2013年4月、2012年度安全保障委員会)

【 - 5】 地域別外交

主な政策提言

- 対中国
- 対アジア・ASEAN
- 対ロシア
- 対欧州
- 対中東・アフリカ
- 対中南米
- 対国際連合・国際機関

(対米国は、【 -1】安全保障を参照)

1. 対中国

参照提言 [2][3]

- 中国が、既存の経済システムやルールを建設的に発展させるために、経済力の拡大を背景とする自らの影響力を用いるよう、関係諸国との連携を通じて、働き掛ける。
- 二国間コミュニケーションの基盤として、防衛関係者間の信頼醸成の取り組みや、中国社会全体を対象とした広報外交等を進める。
- 日中両国の相互理解促進のため、両国政府の信頼回復、青少年交流の実施や、訪日査証の取得要件緩和等による渡航者数の拡大等、重層的な人的交流の促進を図る。
- わが国の環境・省エネ技術の高度化を進め、中国の環境改善に寄与することで、相互協力関係を構築する。
- 中国の都市化の推進や物流インフラ構築に関して、わが国の技術力とノウハウを活かした協力を行い、「第12次5カ年計画」(2011～2015年)の実現を支援する。
- 新たな「日中投資協定」の締結³⁶や、知的財産権保護に関するルール制定、二国間貿易における日本円・人民元建決済の実現³⁷を目指し、将来的な日中経済連携協定に向けた体制構築を行う。

³⁶ 2014年5月に日中韓投資協定が発効し、経済分野で初の法的枠組みを整備。

³⁷ 2011年12月に日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化の合意を受けて、大手銀行を中心に日本円と人民元(中国国外)の直接取引を開始。

2. 対アジア・ASEAN

参照提言[1][3]

- 経済連携協定の拡充を通じて、わが国の市場を ASEAN³⁸に開く。その上で、域内経済格差の是正をはじめとする諸課題に対処するための協力体制を築き、関係³⁹を重層化させる。民間セクターが円滑に活動できるよう、諸制度の整備・調整を図る。多国間、二国間の貿易協定を束ね、「東アジア自由貿易協定」という形で総括する。

3. 対ロシア

参照提言[3]

- エネルギー開発や原子力の平和利用等、日露協力の進展を探る動きがある中、民間も加わり、ロシアとの対話の基盤を構築する。

4. 対欧州

参照提言[3]

- 自由主義、民主主義を尊重し、国際的なルール・メイキングに強い影響力を持つ欧州諸国との連携は日本にとり重要である。日本・EU間のEPA締結に向けた努力と共に、北大西洋条約機構(NATO)との連携の強化を通じ、わが国の外交上の選択肢を多様化する。

5. 対中東・アフリカ

参照提言[3][4]

- 中東諸国の石油依存型経済からの脱却支援等に加え、核拡散防止、シーレーン防衛、原子力発電等の新エネルギー開発においても中東地域が注目されつつあり、新たな中東外交が求められている。
- アフリカは、経済成長を目指す段階に移行しつつあり、わが国としても、援助対象としてのみならず、将来の有望市場、経済パートナーとしての姿を展望した上で、中長期的に関係強化を図る。
- アフリカ経済の活性化とその持続的・自立的な成長に寄与するかたちで関係構築を進め、それを通じて日本経済の活性化と成長に繋げていく好循環を生み出す。
- TICAD V(第5回アフリカ開発会議・2013年6月開催)を契機に、アフリカにおける行政・産業人材の育成、社会制度整備の支援の展開、広域的な

³⁸ シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナムとの二国間EPAを発効済み。ASEANとの多国間EPAは2008年12月より順次発効。

³⁹ 日本の協力でASEAN経済共同体(AEC)を2015年末までに創設する予定。

開発に寄与するための地域経済共同体への支援の拡充、ODA の柔軟な運用、多層的な人的交流、等の協力をコミットする。⁴⁰

- わが国としてのアフリカ戦略の策定と、その実行に向けた府省横断的な実施体制⁴¹を構築する。

6. 対中南米

参照提言[3]

- 経済規模や地域経済統合の動きによる潜在力、海外在住日系人の約6割が居住する地域であること、民主主義が定着しつつあることから、わが国の重要な外交パートナーとなり得る。アジア太平洋経済協力(APEC)等の枠組みを活かし、同地域でわが国のプレゼンスを強化する。

7. 対国際連合・国際機関

参照提言[3]

- 国際連合は引き続き国際政治で重要な存在であるため、わが国はこれまで以上にその機能を活用する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「自由貿易協定を核に、東アジアの経済連帯を」(2003年4月、2002年度東アジアの経済秩序を考える委員会)
- [2] 「実効性のある日中「戦略的互惠関係」の構築に向けて」(2011年1月、2010年度中国委員会)
- [3] 「世界構造の変化と日本外交新次元への進化」(2011年2月、2010年度総合外交戦略委員会)
- [4] 「TICAD V を契機に、アフリカの成長に向けた戦略的コミットメントを～実りある日・アフリカ関係の構築に向けて～」(2013年12月、2012年度アフリカ委員会)

⁴⁰ TICAD で安倍晋三首相が向こう5年間で最大320億ドルの支援を公約し、同時に発表された「横浜宣言」「横浜行動計画」で示された戦略的マスタープランや ABE イニシアティブが徐々に進捗している。

⁴¹ 2013年12月「TICAD 官民円卓会議」を設置。また、2014年3月に府省横断的な「アフリカ経済戦略会議」を設置。



: 経済成長のインフラ整備と分野別取り組み

【 - 1】 科学技術・イノベーション

主な政策提言

【推進体制の確立】

- 科学技術イノベーションの戦略的推進体制を確立する。

【リスクテイクの促進とオープンイノベーションの推進】

- イノベーション創出に向けた企業のリスクテイクを税制で促進する。
- 産学官の連携によりオープンイノベーションを推進する。
- イノベーション力の強化に向けた人材育成に取り組む。

【推進体制の確立】

1. 科学技術イノベーションの戦略的推進体制を確立する。

参照提言[3][4]

- 「科学技術イノベーション戦略本部⁴²」が司令塔となり、以下を実行する。
 - 府省横断で研究開発投資資金を配分する。
 - 科学に関する研究開発と、技術・応用に関する研究開発を切り分ける。前者では、長期・大型の投資を担保する。後者では、競争的資金を中心とし、新陳代謝や競争原理によって開発を推進する。
 - 各領域の研究開発プログラムについて、実効性のある研究開発評価方法を確立する。
- 科学技術イノベーション戦略本部の構成メンバーは、透明性の高い方法で選出し、利害関係を排除する。
- 研究開発をより競争的・効率的に推進するために、研究課題管理に携わるプログラムオフィサー（運用責任者）やプログラムディレクター（運用統括者）について、権限や責任の明確化、世界からの人材招聘、採用制度や報酬体系の見直しに取り組む。
- 世界で研究開発競争が激化している分野は、国の予算配分や事業化へのインセンティブ付与等を機動的・迅速に実施し、支援体制を強化する。
- 10年以上の長い期間の研究テーマでは、国がリスクを負って長期投資を行うと共に、国民への説明責任を果たす。
- 科学技術イノベーション戦略本部と知的財産戦略室等との連携により、知

⁴² 2011年に新成長戦略で「科学技術イノベーション本部（仮称）」の創設が盛り込まれた。2014年に「内閣府設置法の一部を改正する法律」が施行され、総合科学技術会議は「総合科学技術・イノベーション会議」に名称変更された。

的財産のマネジメントを積極的に展開する。

【リスクテイクの促進とオープンイノベーションの推進】

1. イノベーション創出に向けた企業のリスクテイクを税制で促進する。

参照提言[4]

- 民間のリスクテイクを最大化するために、研究開発促進税制を本則化し、同税制の税額控除限度額を法人税額の30%として恒久化する。
- 国内での「グリーンイノベーション」および「ライフイノベーション」に関連した、一定の条件を満たす研究開発施設や工場等の設備投資についての加速度償却制度を強化する。

2. 産学官の連携によりオープンイノベーション⁴³を推進する。

参照提言[2] [5] [6]

- 自立型中堅・中小企業を創出するための「橋渡し機関」を充実させるために、産業技術総合研究所の企業からの受託収入比率を現行の5%から20%へ拡大する。また、同研究所での受託研究に、民間からの研究資金の増加に応じて政府からの資金も増える仕組みを採用する⁴⁴。
- 産業技術関係の国主導型研究開発プロジェクトにおいて、大企業依存を見直し、大学研究者、学生、およびベンチャーを積極的に活用する。
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のベンチャー、中堅・中小企業向け研究資金配分、イノベーション実用化ベンチャー支援枠を拡大する⁴⁵。
- 産学連携を機能させるために、(a)産学連携の活動成果の人事評価への取り入れ、(b)報酬面でのインセンティブ(業績変動型年俸制、混合給与、クロスアポイントメント⁴⁶等)の適用範囲拡大、(c)柔軟な勤務時間制度の確立と、兼業許可範囲の見直しを大学側で行う。
- 大学において企業実務経験者の積極採用と産学連携プロジェクトへの参加を促進する。
- 大学発ベンチャーを育成するために、以下の施策に取り組む。

⁴³ 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が2015年2月、オープンイノベーション協議会を設立。

⁴⁴ 2014年度補正予算で、産業技術総合研究所等の橋渡しを担う公的研究機関と中堅・中小・ベンチャー企業との共同研究に対し、3分の2補助を行う。

⁴⁵ NEDOにおいて、2014年度から5年間、研究開発型ベンチャー支援事業を実施。

⁴⁶ 2014年12月に経済産業省と文部科学省により、クロスアポイントメント制度の基本的枠組と制度活用にあたっての留意点をとりまとめた。

- NEDO、科学技術振興機構(JST)から産業技術研究開発予算を確保し、それに基づき若手研究者、ベンチャーを育成する⁴⁷。
 - 大学の若手研究者を企業派遣し、実務経験を持つ教員を増やす。
 - 商品開発を目指すプロジェクトを設定し、関連分野の専門家を集める。
 - 大学発ベンチャー向け支援ファンド⁴⁸を拡大する。
- 民間企業から大学等への研究開発投資額を増やすために、企業から大学等に試験研究費を出す場合の特別試験研究費の控除率を、現行の12%からフランス並みの60%程度まで引き上げる⁴⁹。また、総額型とは別に控除上限を設ける。

3. イノベーション力の強化に向けた人材育成に取り組む。

参照提言[1][3]

- 理科系教育を拡充するため、小学校1・2年生における「理科」の復活やスーパー・サイエンス・ハイスクール(SSH)の取り組みを強化する。
- 高等教育の質の向上のために大学入試・ガバナンス等を改革する。
- ビジネスイノベーションに関する教育プログラムを産学官連携で作成する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「イノベーション志向経営の更なる実現に向けて」(2009年4月、2008年度科学技術・イノベーション立国委員会)
- [2] 「世界でビジネスに勝つ『もの・ことづくり』を目指して～マーケットから見た『もの・ことづくり』の実践～」(2011年6月、2010年度もの・ことづくり委員会)
- [3] 「科学技術イノベーションの実現のために真の司令塔機能強化を」(2012年2月、2011年度科学技術振興 PT)
- [4] 「日本再生のために真のイノベーション力強化を」(2012年5月、2012年度イノベーション・競争力強化戦略 PT)
- [5] 「民間主導型イノベーションを加速させるための23の方策 - 産学官の効果的な連携を目指して - 」(2014年2月、2013年度科学技術・イノベーション委員会)
- [6] 「オープンイノベーション推進のための税制優遇を」(2014年7月、2014年度科学技術・イノベーション委員会)

⁴⁷ 2015年度予算で、革新的技術シーズの創出と関連分野の優れた若手人材の育成を行うリサーチコンプレックス推進プログラム、大学発新産業創出プログラムの拡充のための予算を要求。

⁴⁸ 「官民イノベーションプログラム」が創設され、2012年度補正予算で4つの国立大学法人に合計1,200億円を出資。

⁴⁹ 2015年度税制改正でオープンイノベーション型研究開発税制の税額控除率が12%から30%に拡充される予定。

【 - 2】 環境・エネルギー

主な政策提言

【環境・エネルギー政策の戦略的展開】

- 環境・エネルギー政策に関する一元的な推進体制を強化する。
- エネルギー技術の開発・普及に向けて研究開発体制を強化する。
- 持続的発展に向け、環境・エネルギー分野で世界的に連携する。

【低炭素社会実現へ向けた世界レベルでの貢献】

- IPCC等の科学的知見に基づき、全主要排出国参加の枠組みづくりに貢献する。
- 世界に先駆けた低炭素社会を目指し、国内の温室効果ガス削減量を明確化する。
- 環境配慮型の税体系を導入する。
- 途上国への支援と新たなクレジット・メカニズムの導入を図る。

【エネルギー自立社会の構築】

- バランスの取れた再生可能エネルギーの導入を加速させる。
- 「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を加速化させる。
- 森林再生とバイオマスエネルギーの利用を促進する。
- 分散型エネルギーネットワーク構築の支援策を導入する。

【電力システム改革によるエネルギー需給のあり方の見直し】

- 送電網は発電・小売から完全に独立させ、公的関与を強めた広域運営を行う。
- 発電、配電・小売分野での多様な事業者の参入によって競争を促進させる。
- スマートメーター導入を最優先し、「見える化」を実現させる。

【不断の事故対応と縮・原発の理念に基づく原子力政策】

- 福島第一原子力発電所事故に対する不断の調査、対策を実施する。
- 「縮・原発」の推進と、原子力技術開発・人材育成を継続して行う。

【海洋立国を目指した海洋資源開発】

- 海洋政策を一元化し、国の成長戦略の柱とする。
- 世界をリードする海洋技術開発を推進する。

【環境・エネルギー政策の戦略的展開】

1. 環境・エネルギー政策に関する一元的な推進体制を強化する。

参照提言[7]

- エネルギー基本計画や温室効果ガス削減目標等を総合的に検討するための会議体を創設する。
- 同基本計画のみならず、気候変動対策に関する基本法を早期に制定した上で、気候変動対策に関する実行計画を策定する。

2. エネルギー技術の開発・普及に向けた研究開発体制を強化する。

参照提言[7]

- 府省縦割りの排除、産学連携によるオープンイノベーションの推進、ベンチャー企業や若手研究者の活用、国際協力・連携の推進等を行い、政府による研究開発投資の戦略的配分を行う。

3. 持続的発展に向け、環境・エネルギー分野で世界的に連携をする。

参照提言[3]

- 世界における技術展開を産業・技術セクター別アプローチで推進すると共に、政府はインセンティブ効果を高めるため、民間の投資環境整備を行う。
- 官民一体で、世界との交流の「場」を創り、わが国の優れた環境・エネルギー技術の認知度を高める。
- Win-Win のマーケット・メカニズムを活用することで、世界各国にエネルギー消費効率が高く、環境負荷の低い技術・製品を普及させる。

【低炭素社会実現へ向けた世界レベルでの貢献】

1. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の科学的知見に基づき、全主要排出国参加の枠組みづくりに貢献する。

参照提言[4]

- IPCC 等の科学的知見に基づき、先進国として応分の責任を果たすと同時に、米国・EU と共に、中国、インド等の CO₂大量排出国に中期目標においても責任分担を促し、全主要排出国が参加する枠組みづくりに貢献する。

2. 世界に先駆けた低炭素社会を目指し、国内の温室効果ガス削減量を明確化する。

参照提言[4]

- 技術革新、ライフスタイルや社会システムの革新を促すため、世界に先駆けた低炭素社会を目標とし、その達成に挑む。

- わが国として目標とする実質的な温室効果ガスの削減量を全国民に対して明確にし、その目標達成を共通課題とする。

3. 環境配慮型の税体系を導入する。

参照提言[2]

- 環境配慮型の税を新たに導入する際、環境配慮行動への誘導という目的を達成するアナウンス的な位置付けを考慮し、「炭素含有量に基づく課税＝エネルギー課税」とする。また、その税収は一般財源⁵⁰とする。

4. 途上国への支援と新たなクレジット・メカニズムの導入を図る。

参照提言[4]

- 全主要排出国の参加を促し、世界全体での削減を推進するため、途上国に対して温室効果ガス削減に必要な民間技術供与や政府資金の提供を進める。
- 二国間協定等によって、わが国からの技術供与や資金提供によって実現する削減量の一部を、日本の削減量として算入することを可能とする新たなクレジット・メカニズムを構築すべく、国際社会に働き掛ける。⁵¹

【エネルギー自立社会の構築】

1. バランスの取れた再生可能エネルギーの導入を加速させる。

参照提言[4][7]

- 温暖化防止やエネルギー安全保障の観点からも、固定価格買取制度等の制度設計を急ぎ、再生可能エネルギーの導入を加速させる。⁵²
- 他方で、買取価格が高く、設置が比較的容易な太陽光(住宅・非住宅)に偏った状況にある固定価格買取制度については、(a)賦課金負担の上限設定、(b)転換効率のトップランナー優遇、(c)「広域的運営推進機関」における系統接続の透明性確保といった見直しを行う。

2. 「水素・燃料電池戦略ロードマップ」⁵³を加速させる。

参照提言[7]

- 水素エネルギーに関する研究開発とその事業化に関しては、最重点分野の一つとして位置付け、必要な技術開発に重点投資する。

⁵⁰ 地球温暖化対策税が2012年10月から導入された。

⁵¹ 二国間クレジット制度(JCM, Joint Crediting Mechanism)として、2014年12月時点で、12カ国と二国間文書を署名。

⁵² 固定価格買取制度が2012年7月から導入された。

⁵³ 経済産業省 水素・燃料電池戦略協議会が2014年6月に発表。

- 水素ステーション普及初期における運営支援等を行い、燃料電池車(FCV)の普及や水素インフラ整備に向けた支援を充実させる。

3. 森林再生とバイオマスエネルギーの利用を促進する。

参照提言[1]

- 林業の採算向上を図るため抜本改革を行う。人工林の間伐、森林組合の改革を推進し、人材育成、路網整備等の近代林業サポート体制を構築する。また、間伐材をバイオマス利用する助成措置を導入する。

4. 分散型エネルギーネットワーク構築の支援策を導入する。

参照提言[7]

- 分散型エネルギーネットワークの構築を促進するため、行政による推進計画の策定や、一定規模以上の開発プロジェクトにおける分散型エネルギーシステム(コジェネレーション、未利用熱利用等)の導入(検討)の義務付け等、分散型エネルギーシステムに関する推進法を制定する。

【電力システム改革によるエネルギー需給のあり方の見直し】

1. 送電網は発電・小売から完全に独立させ、公的関与を強めた広域運営を行う。

参照提言[5]

- 送電は、発電部門や配電・小売部門から完全に独立させ、公的関与を強めた組織による運営体制とし、送電網への公平なアクセスを保証させる。
- 同時に、会計の透明性を確保するために、第三者機関による監査によって、コスト面の「見える化」、オープンアクセスの強化、系統安定サービスの適正価格での提供等の送電線利用に関する接続義務を強化する。

2. 発電、配電・小売分野での多様な事業者の参入によって競争を促進させる。

参照提言[5]

- 送電と分離した発電、配電・小売については、新規参入と競争を促進し、電源の多様化、電力供給の安定化、技術やコストのイノベーション、顧客ニーズの多様化に応じた複数のメニューの提供等を促進する。

3. スマートメーター導入を最優先し、「見える化」を実現させる。

参照提言[5]

- スマートメーター導入にあたり、適切なデータを需要者へ提供する制度設計を可能にするため、電力事業者ごとの独自の仕様ではなく、共通化した仕様にする。また、わが国が標準化のリーダーシップを発揮する。

【不断の事故対応と「縮・原発」の理念に基づく原子力政策】

1. 福島第一原子力発電所事故に対する不断の調査、対策を実施する。

参照提言[7]

- 国内外の専門家による事故原因調査を継続し、事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害拡大防止等、今後も調査、対策を続ける。

2. 「縮・原発」の推進と、原子力技術開発・人材育成を継続して行う。

参照提言[7]

- 「縮・原発」の理念に基づき、原子力規制委員会の審査でその安全性の認められた原発については継続利用すると同時に、審査に不合格または寿命に達した設備は順次廃炉を進め、将来的に原発依存度を低減する。
- 同時に、原発の安全性向上(次世代原発も含む)、廃炉、放射性廃棄物の有害度低減・減容化等における革新的技術開発を強化すると共に、国際機関や主要国との連携・協力の下で、人材の育成・確保を行う。

【海洋資源開発】

1. 海洋政策を一元化し、世界をリードする海洋技術開発を推進する。

参照提言[6]

- 主管庁の設置等も視野に、海洋政策の企画・立案・予算配分・実施のすべての面にわたり、法的根拠を持つ強い権限を有する組織・体制を作る。
- 海洋における環境・エネルギー分野の視点では、イノベーションにより産業競争力を高め、世界をリードする。
- 海洋立国・環境立国につながる研究開発・技術開発は長期のプロジェクトとなるため、研究開発減税や税制優遇等を行う。

参照した提言・意見書等

- [1] 「森林再生とバイオマスエネルギー利用促進のための21世紀グリーンプラン」(2003年2月、2002年度環境委員会)
- [2] 「環境配慮型の税体系を考える」(2006年1月、2005年度環境税を考えるプロジェクト・チーム)
- [3] 「2030年に向けたわが国のエネルギー戦略」(2006年2月、2005年度地球環境・エネルギー委員会)
- [4] 「世界に先駆けた持続的発展を可能にする社会づくりを」(2009年5月、2008年度地球環境問題委員会)
- [5] 「需要者の視点で電力システムのイノベーションを」(2011年11月、2011年度諮問委員会 電力供給と発送配電のあり方研究会)
- [6] 「海洋立国を日本経済成長のエンジンに～次期海洋基本計画の策定にあたって～」(2013年3月、2012年度海洋国家 PT)
- [7] 「エネルギー自立社会と低炭素社会の構築 - 課題の整理と提言 - 」(2014年4月、2013年度環境・エネルギー委員会)

【 - 3】 産業競争力強化の基盤整備

主な政策提言

【民間主導経済の確立】

- 市場を機能させる観点から、規制のデザイン改革を推進する。
- 民間主導による地域経済の活性化と生産性向上を実現する。
- 中小・零細企業支援策を抜本的に見直す。
- 新陳代謝を促す環境を整備する。

【起業の促進】

- 起業促進により新事業を創造する。

【国家戦略特区の推進】

- 特区として「目指す姿」を明確にし、必要な規制・制度改革項目を追加する。
- 特区を機能させるための体制強化を行い、着実に全国展開する。

【民間主導経済の確立】

1. 規制のデザイン改革を推進する。

参照提言[2][3][5][8][9][12][14][19][20][23]

- 市場を機能させる観点から規制を再設計する。行為規制や罰則の厳格化等、社会的に望ましい行動を促す設計とする。経済社会全体への規制導入の影響について事前評価を行い、その内容を公開する。
- 「規制改革基本法(仮称)」を制定し、現在の規制をゼロベースで見直す。
- 規制改革を進展させるため、独立した事務局を有し、関係府省に対する勧告権および調査権を有する新たな規制改革推進組織を創設する。
- 政府や自治体を実施しているサービスについて、定期的に市場化テストを実施し、官製市場の開放を進める。また、官民連携(PPP) / 民間資金を活用した社会資本整備(PFI)制度の改善を図る。
- 経済活動の活性化やイノベーションを促す民法改正⁵⁴や競争政策(独占禁止法の流通・取引慣行ガイドライン等)の見直し⁵⁵を実現する。

⁵⁴ 法制審議会民法(債権関係)部会において、債権関係の規定の見直しについての調査審議が行われている。

⁵⁵ 規制改革実施計画(2014年6月閣議決定)において、流通・取引慣行ガイドラインの見直しが盛り込まれ、公正取引委員会で検討されている。

- 財政出動を伴わず、景気対策に即効性のある施策として、都心の容積率緩和⁵⁶、マンションの建て替え促進⁵⁷、送電線・ガスパイプラインの敷設を容易にする規制改革を促進する。

2. 民間主導による地域経済の活性化と生産性向上を実現する。

参照提言[4][6][7][8][10][12]

- 各地域の中心市街地への人口集積を図る。中心市街地への民間投資を促すべく、医療・行政サービス等の公共施設の集約化、低・未利用地の固定資産税率引き上げ、相続税の見直し、借地借家法の見直し、都市景観の整備を行い、効率的インフラ整備を進める。

3. 中小・零細企業支援政策を抜本的に見直す。

参照提言[8][13]

- 意欲ある中小・零細企業の発展を促すため、雇用や知的財産保護等の観点から、個別の政策対応を行う。既存の支援施策の効果を測定し、利益を出すインセンティブを歪める施策は廃止する。
- 顧客視点に立って公的支援の体系を見直し、経営革新に取り組む中小企業のニーズに合致した支援策を提供する。
- 中小企業に関する府省横断の連絡会議を開催し、偏在する情報を集約すると共に、必要に応じて新たな調査を実施し、実態を明らかにする。その上で、府省間で整合する政策と効率的な中小企業行政を進める。

4. 新陳代謝を促す環境を整備する。

参照提言[8][11][12][14][16][17][24]

- 産業構造の変革を促し、わが国企業のグローバル競争力強化に資するリスクマネーを供給するため、税制等のインセンティブ設計を見直す。
- 過当競争からの脱却、新陳代謝を促すための M&A、合併審査、事業撤退等に関連する制度整備を行う。
- 企業の分割・統合時の労働契約承継手続きの簡素化、事業再編時の解雇規制の緩和等を進める。
- 公的再生支援について、市場メカニズムや、新陳代謝機能を損なわない仕組みを盛り込んだ公正競争条件確保法とガイドラインを制定する⁵⁸。

⁵⁶ 国家戦略特別区域法16条によって建築基準法の特例が定められた。

⁵⁷ 区分所有者の5分の4以上の賛成により、マンション敷地の売却を可能とするマンション建て替え円滑化法の改正が成立、2014年12月に施行。

⁵⁸ 「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」(公正取引委員会)において検討されている。

【起業の促進】

1. 起業促進により新事業を創造する。

参照提言[1][18]

- エンジェル税制⁵⁹を拡充する。
- 多様な人材がキャピタリストへと進化する環境を整備する。
- 民事再生法の「個人再生」の制度⁶⁰を見直し、起業家が自己規律をもって企業経営と個人生活を区分する。
- ベンチャーの創造と起業支援のための特区⁶¹を認定する。

【国家戦略特区の推進】

1. 特区として「目指す姿」を明確にし、必要な規制・制度改革項目を追加する。

参照提言[22]

- 特区で最終的に「目指す姿」のイメージを明確にして、広く共有する。
- 東京圏の「目指す姿」として、世界的に優位なビジネス環境の実現、都市の質向上(生活環境の整備)をビジョンとし、東京オリンピック・パラリンピック開催の機会を最大限活用すると共に、成功例を全国に波及させる。
- 「目指す姿」の実現に向け、国家戦略特別区域法の初期メニューを有効に活用する。また、新たな規制・制度改革項目を追加する。

2. 特区を機能させるための体制強化を行い、着実に全国展開する。

参照提言[22]

- 区域会議が規制改革項目を着実に実行するように、特区の取り組み状況の評価体制を構築し、進捗度合を評価する。
- 特区の提案者(自治体・民間業者)に対する一定期間の秘密保持により、先行者利得を享受できるようにする。
- 追加提案を踏まえた改正法案を速やかに国会に提出する。⁶²
- 特区の運営体制を人員増や民間人材の登用により充実する。
- 国家戦略特区で効果が認められる規制改革は、着実に全国展開する。

⁵⁹ 2013年12月に成立した「産業競争力強化法」で、企業によるベンチャー企業への出資額の80%を上限に「損失準備金」を積み立て、損金計上が可能に。

⁶⁰ 同じ趣旨で「経営者保証に関するガイドライン」が制定された(2013年12月)。

⁶¹ 福岡市が2014年3月に「グローバル創業・雇用創造特区」として国家戦略特区に認定された。

⁶² 国家戦略特区での追加規制改革項目を盛り込んだ改正法案が閣議決定され、第187回国会に提出された。

参照した提言・意見書等

- [1] 「ベンチャー企業による市場の活性化と個人再生」(2007年4月、2006年度新事業創造委員会)
- [2] 「国民生活の向上と市場創造の実現に向けて」(2007年10月、2007年度規制改革委員会)
- [3] 「金融資本市場活性化とプレイヤー躍進への提言」(2008年3月、2007年度金融・資本市場委員会)
- [4] 「日本の活性化と競争力強化に向けて」(2008年3月、2007年度経済外交委員会)
- [5] 「高い目標を達成するイノベーション志向経営の展開」(2008年4月、2007年度科学技術・イノベーション立国委員会)
- [6] 「ニッポン再生原動力としての地域経済活性化」(2008年5月、2007年度地域経済活性化委員会)
- [7] 「消費活性化が経済成長を促す」(2008年5月、2007年度消費活性化委員会)
- [8] 「サービス産業がリードする豊かな経済社会」(2008年5月、2007年度サービス産業の生産性向上委員会)
- [9] 「真に尊敬され信頼される国家としての経済外交」(2009年3月、2008年度経済外交委員会)
- [10] 「イノベーション志向経営の更なる実現に向けて」(2009年4月、2008年度科学技術・イノベーション立国委員会)
- [11] 「経済危機下における雇用と生活の安心確保(第1次提言)」(2009年4月、2008年度雇用問題検討委員会)
- [12] 「サービス産業の生産性を高める3つの改革」(2009年4月、2008年度サービス産業の生産性向上委員会)
- [13] 「がんばる中小企業を応援するために」(2009年6月、2008年度中小企業活性化委員会)
- [14] 「新しい国づくりに向けた覚悟と行動を求める」(2009年7月、2009年度夏季セミナー)
- [15] 「2020年の日本創生 - 若者が輝き、世界が期待する国へ - 」(2011年1月)
- [16] 「産業構造改革に向けた決意と要望～リスクを取って持続的成長の実現を～」(2012年4月、2011年度産業構造改革委員会)
- [17] 「公的資金による企業再生支援のあり方」(2012年11月、2012年度 企業・経済法制 PT)
- [18] 「新政権に望む - 経済成長の実現と国家運営の再構築を - 」(2012年12 月)
- [19] 「民法(債権関係)改正に関する意見 - 法制審議会民法(債権関係)部会における 2012年末までの議論を受けて - 」(2013年2月、2012年度企業・経済法制 PT)
- [20] 「第185回国会(臨時会)に向けた意見書」(2013年10月、2013年度改革推進プラットフォーム)
- [21] 「『第2弾成長戦略』に向けた提言」(2014年4月、2013年度改革推進プラットフォーム)
- [22] 「経済成長への突破口となる国家戦略特区の積極的な活用を～『目指す姿』を国民と共有し、改革を加速する～」(2014年4月、2013年度改革推進プラットフォーム 国家戦略特区 PT)
- [23] 「産業構造に合った競争政策の実現を～流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する提言」(2014年11月、 2014年度改革推進プラットフォーム 企業・経済法制 PT)
- [24] 「『攻め』の労働政策へ5つの大転換を - 労働政策の見直しに関する提言 - 」(2014年11月、2014年度改革推進プラットフォーム 産業構造改革 PT)

【 - 4】 サービス産業

主な政策提言

【生産性の向上】

- 新陳代謝を促進させる。
- 官製市場改革を推進する。

【政策支援】

- サービス産業従事者の能力開発促進と環境整備を行う。
- 府省横断的なサービス産業振興政策を展開する。

【グローバル展開】

- 国内外でグローバル展開対応を推進する。

【生産性の向上】

1. 新陳代謝を促進させる。

参照提言[1][4][7][10][11][12]

- サービスの需給調整の円滑化、および生産性改善のために、参入障壁と退出障壁の非対称性を是正する。低生産性企業の退出を進める政策(廃業やM&Aに対する支援等)や、個人のセーフティネット拡充を行う。

2. 官製市場改革を推進する。

参照提言[2][5][6][12]

- サービス分野における官民の役割分担を明確にする。
- コンセッション方式を推進し、民間活力の利用を推進する。空港等の公共サービス事業では、個々の事業の生産性を可視化させる。

【政策支援】

1. サービス産業従事者の能力開発促進と環境整備を行う。

参照提言[1][2][8][11]

- 企業での教育負担を軽減するための政策的な支援をする。
 - ・ バウチャー制度を導入し、現場で使える能力を育成する。
 - ・ 学校教育を改革し、高付加価値労働に対応できる人材を輩出する。
- 人口増加社会・大企業・製造業を前提に設計された労働法制を見直す。

- 産学官共同で、サービス産業経営者の教育機関を充実する。

2. 府省横断的なサービス産業振興政策を展開する。

参照提言[8][11]

- 「サービス産業改革本部」の設置もしくは経済産業省のサービス産業関連部局の拡充を通じ、府省横断的なサービス産業振興政策を展開する。
- 米国との比較で、生産性および生産性格差解消の KPI を設定する。

【サービス産業のグローバル展開】

1. 国内外でグローバル展開対応を推進する。

参照提言[1][2][3][5][8][9]

- 対外直接投資を増大することにより、マーケットを拡大する。また、国内のサービス産業の規制をグローバル市場に適合させる。
- 日本式サービスのブランド・イメージを強化し、戦略的に発信する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「サービス産業がリードする豊かな経済社会 -市場機能の貫徹と生産性の向上-」(2008年5月、2007年度サービス産業の生産性向上委員会)
- [2] 「サービス産業の生産性を高める3つの改革 ~『規制"デザイン"改革』『働き方の変革』、そして『真の開国』を~」(2009年4月、2008年度サービス産業の生産性向上委員会)
- [3] 「個人消費社会から時間消費社会へ」(2009年5月、2008年度消費問題委員会)
- [4] 「規制改革を通じて経済を再び成長路線へ」(2010年3月、2009年度規制改革委員会)
- [5] 「豊かな社会に向けた3つの成長戦略~成長の果実を将来世代と分かち合うために~」(2010年4月、2009年度内需拡大・経済成長戦略委員会)
- [6] 「市場を中心とする健全な経済社会への道 -健全な市場の構築、社会の耐震化、市場の積極的活用に向けた7原則 -」(2010年4月、2009年度市場を中心とする経済社会のあり方検討委員会)
- [7] 「『競争』に向き合い、『挑戦』をエンカレッジする社会を目指して ~“世界と伍して未来を開く”経済成長戦略~」(2011年4月、2010年度経済成長戦略委員会)
- [8] 「サービス化経済の推進で日本経済の再成長を！ - サービス産業経営者は、更に研鑽を積んで、日本経済をリードせよ！ -」(2011年6月、2010年度サービス産業活性化委員会)
- [9] 「学び、世界に打って出て、日本式サービスをブランド化しよう - 日本のサービス産業経営者よ、世界を変革せよ！ -」(2012年5月、2011年度サービス産業活性化委員会)
- [10] 「公的資金による企業再生支援のあり方」(2012年11月、2012年度企業・経済法制 PT)
- [11] 「『第2弾成長戦略』に向けた提言」(2014年4月、2013年度改革推進プラットフォーム)
- [12] 「新陳代謝を促進するスマート・レギュレーションで生産性を飛躍させよ」(2014年5月、2013年度サービス産業生産性向上委員会)

【 - 5】 金融

主な政策提言

【インフラ整備の推進】

- 東京をアジアにおける国際金融センターにする。
- 健全な金融・資本市場を支えるインフラを整備する。

【リスクマネーの供給促進】

- 各種リスクマネーの供給を促す環境を整備する。

【年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、政策金融改革】

- GPIF のガバナンス、組織運営を改革する。
- 政策金融の役割を明確化し、規模を適正化する。

【中小企業への支援策の直し】

- 中小企業に対する金融面での過剰な支援策を見直す。

【若年層への所得移転】

- 日本版「チャイルド・トラスト・ファンド」を創設する等、子・孫世代への所得移転を促進する。

【インフラ整備の推進】

1. 東京をアジアにおける国際金融センターにする。

参照提言[3][6][9]

- 証券・金融・商品を扱う総合取引所の制度設計を急ぎ、早期に創設する。総合取引所の実現に際しては、証券・金融・商品のデリバティブ取引を証拠金管理や決済を含めて一体的に行えるようにする。
- インフラ・ファンドの組成や、サムライ債市場の活性化等を通じ、アジアでのインフラへ投資需要に応える。

2. 健全な金融・資本市場を支えるインフラを整備する。

参照提言[1][2]

- 市場参加者の合意によって取引規範を定め、その遵守を徹底する。遵守の状況を参加者全員が確認できるようにするためにも、同時に積極的な

開示ルールも定める。その上で、それら規範・ルールに従わない者とは取引をしないという市場慣行を確立する。

- 証券取引等監視委員会の人員・機能を拡充すると共に、国家行政組織法第3条に基づく独立性の強い機関(三条委員会)とする。
- 東京高等裁判所内に「金融商事高等裁判所」を設置し、金融実務に精通した専門家を関与させ、司法判断を下す体制を築く。
- 金融資本取引にかかわるインフラにおいて英語で利用可能にする。

【リスクマネーの供給促進】

1. 各種リスクマネーの供給を促す環境を整備する。

参照提言[3][5][6]

- 「貯蓄から投資へ」を促すため、確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の活用を推進する⁶³。また、金融所得一体課税の実現、ならびに「同友会版 ISA(個人貯蓄口座)」の創設・恒久化、対象となる金融商品や限度額の拡大を行う⁶⁴。
- 産業構造変革を促し、わが国企業のグローバル競争力強化に資するリスクマネーを供給するため、税制等のインセンティブ設計を見直す。
- 世界的に旺盛な資金需要が見込まれる社会インフラ整備や環境技術・資源開発等の分野で、年金基金やファンドを呼び込む。内外からの民間資金を長期運用する機関投資家を増やすことにより市場の厚みを持たせ、投資家の裾野を広げる。その際、民間部門では対応が難しい巨額あるいは長期のリスク等は、公的部門による保証や保険等を利用可能にする。

【年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、政策金融改革】

1. GPIF のガバナンス、組織運営を改革する。

参照提言[6][8]

- 長期的観点から見て安全かつ効率的な積立金の運用を行うために、GPIF のガバナンス、組織運営を改革する。
- 厳格なガバナンスを確立するために、意思決定機能と執行機能を分離する。また、複数の理事による合議制を導入する。
- 運用方針について、国債に偏ったポートフォリオを見直し、安全重視からリターン重視と分散によるリスクヘッジへの転換を図る。

⁶³ 2012年1月から「企業型確定拠出年金」の加入者が個人で拠出できる「マッチング拠出(上乘せ拠出)」が開始。

⁶⁴ 2014年1月より、NISA(少額投資非課税制度)が開始された。上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益が非課税対象となり、非課税投資額の上限は、新規投資額で年間100万円まで。

- 企業の付加価値創造、資本市場の効率化を促すために、長期的な企業価値の向上やコーポレート・ガバナンスを重視した議決権行使の基本方針を GPIF が策定、公表する。

2. 政策金融の役割を明確化し、規模を適正化する。

参照提言[4]

- 政策金融の平時の業務は、「限られた政策目的の範囲内で、民間金融機関では対応困難な場合」「金融市場の失敗を補完する必要がある場合」「経済成長に寄与し、かつ民間だけではリスクを取りきれない分野への支援を行う場合」に限定する。
- 政策金融は利子補給と債務保証に特化する。ただし、資源・エネルギーの開発やインフラ輸出等の成長戦略を支援する場合や、危機により市場が機能不全に陥った場合、大規模な自然災害後の復興支援の場合に限り、融資業務を認める。

【中小企業への支援策の見直し】

1. 中小企業に対する金融面での過剰な支援策を見直す。

参照提言[7]

- 地域金融機関を中心に、成長性が見込まれる企業を掘り起し、育成ノウハウを外部から求めるための枠組みである“ピークル”を設け、地域における資金需要を作る。
- 成長企業への支援にリソースを投入するために、競争力の低下した中小企業に対する過剰な借手保護政策を縮小する。
- 中小企業への資本性資金の供給拡大のため、銀行から事業会社への出資比率を、事業再生に取り組む企業への出資等、地域経済の発展への寄与が期待される場合に、現在の上限5%から相当程度緩和する⁶⁵。

【若年層への所得移転】

1. 日本版「チャイルド・トラスト・ファンド」を創設する等、子・孫世代への所得移転を促進する。

参照提言[5][6]

- 日本版「チャイルド・トラスト・ファンド(Child Trust Fund)⁶⁶」を設置する。

⁶⁵ 2013年に、企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込める場合において、5%を超える議決権保有を認める法改正が行われた。

⁶⁶ 平成25年度税制改正により、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が新設された。ひ孫・孫・子へ授業料等の教育費の贈与について、2013年4月1日から2015年12月31日までに拠出し、信託銀行等の金融機関に信託等した場

- ・ 子供向けの税制優遇措置付きファンドであり、直系尊属(父母、祖父母等)が 18 歳未満の直系卑属(子、孫等)名義のファンドに資金を拠出した場合には、非課税とする。
 - ・ 投資先は株式、投資信託、預金等とし、運用益は非課税とする。
 - ・ 引き出しは、名義人が 18 歳以上になった時のみ可能となる。
- 相続時精算課税制度について、親(贈与者の年齢制限なし)から子または孫(受贈者は 20 歳以上)へ生前贈与する場合の贈与税非課税限度額を拡大する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「金融資本市場活性化とプレイヤー躍進への提言」(2008年3月、2007年度金融・資本市場委員会)
- [2] 「米国発金融危機とわが国金融の今後の課題」(2009年4月、2008年度金融・資本市場委員会)
- [3] 「わが国の金融・資本市場の活性化の課題～アジアの成長取り込みを自己変革の契機に～」(2010年6月、2009年度金融・資本市場委員会)
- [4] 「目指すべき政策金融のあり方～規模の適正化とコストの可視化を図る」(2011年4月、2010年度政府関係法人改革委員会)
- [5] 「政策運営の予見可能性と市場規律の回復を改めて求める～震災を乗り越え、世界から選ばれる日本へ～」(2011年6月、2010年度金融・資本市場委員会)
- [6] 「投資マネーの循環により経済成長を促す～同友会版 ISA の導入と資本市場による規律づけの強化～」(2012年5月、2011年度金融資本市場委員会)
- [7] 「中小企業の成長力を高める地域金融機関へ」(2013年3月、2012年度金融問題 PT)
- [8] 「第185回国会(臨時会)に向けた意見書」(2013年10月、2013年度改革推進プラットフォーム)
- [9] 「『新成長戦略』に盛り込むべき金融面の施策」(2014年5月、2014年度改革推進プラットフォーム金融戦略 PT)

合には受贈者 1 人につき 1,500 万円を限度に非課税として扱われる。また、別途、2016 年度から子ども版 NISA (年間限度額 80 万円) が新設される予定。

【 - 6】 医療・介護

主な政策提言

【競争条件の同一化と生産性向上】

- 多様な経営主体の参入進め、経営のガバナンス強化を推進する。
- 地域医療圏の構築を通じて、規模の拡大と生産性向上を図る。

【質の担保】

- データの活用等を通じて、医療・介護の質の担保を図る。
- 医療・介護従事者の処遇を改善する。

【産業化支援】

- グローバル化とイノベーション創出を推進する。

【競争条件の同一化と生産性向上】

1. 多様な経営主体の参入を進め、経営のガバナンス強化を推進する。

参照提言[2][3][4][5][8]

- 投資と剰余金処分に関する自由度を高め、株式会社等様々な経営主体による医療機関経営への参入を進める。
- 医師以外の医療法人の理事長職に関する資格要件の見直しを行う。
- 補助金等が交付されている公設・公的病院の経営情報と医療情報を徹底的に開示し、ガバナンスを強化する。
- 民間営利法人ではサービスの提供ができない地域等を除き、社会福祉法人への優遇制度を縮小・廃止し、民間との競争条件同一化を実現する。
- 学校や社宅等を介護施設へ転用し、建設費・運営費を抑制する。
- 事業者の退出・集約化促進のため、廃業事業者の受け皿を構築する。

2. 地域医療圏の構築を通じて、規模の拡大と生産性向上を図る。

参照提言[2][4][5][7][8]

- 診療報酬改定や補助金にメリハリをつけ、地域における医療機関の間での役割分担を明確にし、機能を集約化するインセンティブとする。
- 地域医療圏において、大規模事業者の連携強化に資する枠組みを構築する。この事業者に、保険者ガバナンスを活用できる仕組みを構築する。
- 特区制度や改正 PFI 法により、公的病院の民間委託を推進する。
- 「対面原則」(医師法)を見直し、遠隔医療による在宅療養を実現する。

【質の担保】

1. データの活用等を通じて、医療・介護の質の担保を図る。

参照提言[2][4][5][8]

- ICT の活用による経営効率化と、事業者間および事業者・保険者間における情報の共有を推進する。
- 健康にかかわる情報の電子化・規格の標準化により、個人の健康履歴にアクセスしやすくする(パーソナル・ヘルス・レコードを実現する)。
- 個人情報となる医療情報の取り扱い方法を明確化する。
- 医療データの蓄積・活用を促進し、その評価の公開によって質を担保し、同時に、関連業界のイノベーションを創出する。
- 学会での医療品質情報の蓄積・活用の流れを後押しし、重篤な疾病をカバーした品質評価指標の構築と、医療機関毎の品質評価指標を開示する。
- 政府主導で介護サービス品質指標体系を構築し、事業者ごとの介護サービス品質の利用者への公開、介護報酬体系に反映する。

2. 医療・介護従事者の処遇を改善する。

参照提言[1][2][3][4]

- 医療・介護従事者のキャリアパスを明らかにする。
- 医療分野では、各職種における業務を拡大し、医師と連携することにより、医師の業務負担軽減と、より専門性の高い業務への特化を図る。また、収益性の改善を前提に、医療従事者の待遇改善を推進する。
- 介護分野では、より高度な知識や技術に基づく高付加価値サービス提供により、高い専門性を要する職業であるとの認識を広める。

【産業化支援】

1. グローバル化とイノベーション創出を推進する。

参照提言[2][4][5][6]

- 迅速な規制改革と、先端医療開発特区の推進や、内外からの企業参入を促す税制、医療クラスターによるイノベーション創出等、政府は産業として発展させるための環境を整備する。
- ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの短縮・解消や、先端医療への投資促進で、高度・先端医療サービスの提供体制を強化する。
- わが国への滞在型医療ツーリズムを促進する。
- 医療・介護事業者、医療機器メーカー、金融機関、商社等によるインフラ輸出コンソーシアムの設立をサポートする。

- 日本医療研究開発機構の運営において、以下の点について留意する。
 - 「研究と臨床応用・市場化」をつなぐ領域へ集中する。
 - 中核分野の絞り込み、個々の研究テーマ選定における優先順位づけと、メリハリをつけた資源配分をする。
 - 継続的に組織能力の強化と、多様な人材を管理・活用できるマネジメント層やプログラムディレクター等の人材を養成する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「豊かな社会に向けた3つの成長戦略 ～成長の果実を将来世代と分かち合うために～」(2010年4月、2009年度内需拡大・経済成長戦略委員会)
- [2] 「抜本的な医療制度改革への提言」(2010年4月、2009年度医療制度改革委員会)
- [3] 「持続可能な介護保険制度に向けた抜本的改革を」(2011年1月、2009年度社会保障改革委員会)
- [4] 「人間としての尊厳を尊重した医療・福祉ビジネスの発展 ～持続可能な社会の実現に向け、求められる国民価値観の変化～」(2011年3月、2010年度医療・福祉ビジネス委員会)
- [5] 「医療・福祉の質向上と経済成長の二兎を追う」(2012年5月、2011年度医療・福祉ビジネス委員会)
- [6] 「日本版 NIH(日本医療研究開発機構)の実効ある運営に向けて」(2013年10月、2013年度改革推進プラットフォーム「日本版 NIH」のあり方検討 PT)
- [7] 「診療報酬の改定に関する意見」(2013年12月)
- [8] 「医療・介護サービスの生産性改革を」(2014年6月、2013年度医療・福祉改革委員会)

【 - 7】 観光

主な政策提言

【大型連休の地域別取得】

- 大型連休の地域別取得を早期に実現する。

【訪日旅行者(インバウンド)の拡大】

- オールジャパンによる推進体制強化とインフラ整備を進める。
- 「日本ブランド」を構築し、世界的に展開をする。

【地域資源の活用による観光振興】

- 地域資源を利活用し、価値を最大化する。

【観光業の構造改革】

- 低生産性を改善するため、構造改革とイノベーションを促進する。

【大型連休の地域別取得】

参照提言[5][7]

1. 大型連休の地域別取得を早期に実現する。

- ゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始等の特定期間に偏る観光需要を平準化するため、「大型連休の地域別取得」を早期に実現する。これにより混雑緩和と価格低下による潜在需要の発掘、需要の拡大と観光業の生産性向上と収益力の増大、雇用創出と賃金上昇、追加・新規投資の拡大といった好循環を実現する。
- 具体的には、過去に政府で検討された「秋のシルバーウィークを創設して、3地域で分散取得」等の案について早期に議論を再開する。
- 企業活動への影響(資金決済遅滞、サプライチェーン変更等)等が懸念される場合、まず小・中学校で実施し、企業等がこれに合わせ有給休暇の取得を奨励する等、諸外国の実例等を参考に試行する。

【訪日旅行者(インバウンド)の拡大】

参照提言[1][2][4][5][6]

1. オールジャパンによる推進体制強化とインフラ整備を進める。

- 日本政府観光局(JNTO)の体制・予算を拡充する。また「クールジャパン戦略」と「ビジット・ジャパン」戦略を統合的に推進する。

- 訪日外国人客受入のためインフラ(例:各種表示、案内板の多言語化・ピクトグラム化、外国人向け観光情報発信、案内サービス等)を拡充する。
- 羽田・成田両空港の大幅な機能強化により、国際交通ネットワーク(羽田の滑走路、ターミナル等増設、両空港間アクセス等)を拡充する

2. 「日本ブランド」を構築し、世界的に展開をする。

- 国家戦略として「日本ブランド」を構築するため、全閣僚と外部識者からなる「国家ブランド委員会」を設置する。
- 「日本ブランド」に基づき、世界への発信強化等を促進する。

【地域資源の活用による観光振興】

参照提言[3][4][5][6]

1. 地域資源を利活用し、価値を最大化する。

- 第1次産業、自然、文化・スポーツ・芸術等をネットワーク化し、総合的かつ個性ある観光戦略と観光業育成により、地域資源の価値を最大化する。
- 魅力ある景観や街並みをつくるため、景観規制を強化して、各地域の歴史や自然環境を活かした街づくりを推進する。
- 地方の空港経営に民間企業の経営感覚、手法等を導入し、経営を改善する。就航路線拡大と乗降客数の増加により、地域活性化を促進する。

【観光業の構造改革】

参照提言[5]

1. 低生産性を改善するため、構造改革とイノベーションを促進する。

- 観光業の低生産性を改善し、投資を呼び込む環境を整備する。施設・設備の魅力を維持・向上し、インバウンドの受け皿となる観光業を創出する。同時に、対内直接投資の税制優遇等でこれらの取り組みを促進する。

参照した提言・意見書等

-
- [1] 「外国人が『訪れたい、学びたい、働きたい』日本となるために」
(2002年10月、「外国人をひきつける日本」研究会)
 - [2] 「今こそ『日本ブランド』の構築を」(2006年4月、Yokoso! to Branding Japan 研究会)
 - [3] 「ニッポン再生の原動力としての地域経済活性化 - 地域の視点から、地域の潜在力と可能性を活かす - 」(2008年5月、2007年度地域経済活性化委員会)
 - [4] 「2020年の日本創生 - 若者が輝き、世界が期待する国へ - 」(2011年1月)
 - [5] 「観光立国に向けた環境づくりを進める～次代を担う産業としての成長基盤を作る～」
(2012年5月、2011年度観光立国委員会)
 - [6] 「地域・都市の国際競争力強化に挑む - 世界から人と企業が集まる2020年のNipponをめざして - 」
(2013年4月、2012年度経済成長戦略委員会)
 - [7] 「第185回国会(臨時会)に向けた意見書」(2013年10月、2013年度改革推進プラットフォーム)

【 - 8 】 農業

主な政策提言

【開かれた農業行政への転換】

- 関連法制を抜本的に見直し、農業の構造変化に即した制度を構築する。
- 競争力強化にかかわる司令塔組織を創設する。
- 予算の配分を見直し、情報公開を徹底する。

【食料の安定供給の確保】

- 国産農作物の消費拡大を促進する。
- 6次産業化を推進する。
- 農業生産法人の要件を見直す。

【持続的な発展】

- 多様な担い手の育成を図る。
- 農地集積・集約化を加速する。
- コメの生産調整を廃止し、直接支払制度を導入する。
- 研究開発を促進する。

【農業団体・組織の見直し】

- 農業協同組合の自己改革を促進する。
- 農業委員会の見直しを図る。

【開かれた農業行政への転換】

1. 関連法制を抜本的に見直し、農業の構造変化に即した制度を構築する。

参照提言[5]

- 「食料・農業・農村基本法」に作付品目および量の決定と責任が農業の担い手であることを明記する。
- 農地関連法制を抜本的に見直し、法体系の簡素化を図る。農業の構造変化に即した制度とすることで、農地の適正利用および優良農地の集約化に係る規制・施策の実効性を高める。
- 法改正に際しては、超党派の国会議員の会議体で検討する。

2. 競争力強化にかかわる司令塔組織を創設する。

参照提言[5]

- 「農林水産業・地域の活力創造本部」を競争力強化にかかわる司令塔組織とし、農業の生産性向上や6次産業化、国土利用や環境保全、食品安

全、情報一元化、国際交渉、認証取得等、複数府省に跨る事項を戦略的観点から推進する。

- 地域の特長を生かした農政を行うため、国と地方の業務分担を抜本的に見直す。地方農政局は大半の業務を自治体に移譲し、廃止する。

3. 予算の配分を見直し、情報公開を徹底する。

参照提言[3][4][5]

- 政府は農業予算の配分を見直し、分散錯圃の解消、反収増に向けた研究開発、人材育成といった生産性向上策を実施する。
- 予算・決算、補助金に関する情報公開を徹底する。特に、予算の「資金効率」について、定量的評価を行い、公開する。

【食料の安定供給の確保】

1. 国産農作物の消費拡大を促進する。

参照提言[3]

- コメの消費拡大に向けた国民的運動を展開する。(a) コメの消費税ゼロ化、(b) 幼稚園から小中学校までの米飯給食の義務化・無料化、(c) 小中学校の米飯給食回数週平均5回への引き上げ、を検討する。

2. 6次産業化を推進する。

参照提言[6]

- 6次産業化を推進するために、農業ベンチャーを育成する。農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)や産業革新機構、海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の投資対象要件緩和等の環境整備を通じ、6次産業の担い手の資金調達の選択肢を増やす。
- 海外需要の把握と販路開拓等についてクールジャパン機構が支援する。

3. 農業生産法人の要件を見直す⁶⁷。

参照提言[5]

- 継続的取引関係を有する者の出資制限を撤廃する。
- 理事等の常時従事者要件および農作業従事要件を緩和・撤廃し、「理事等の少なくとも1名は農業に150日以上従事する」要件のみとする。
- 農業関連事業の対象を拡大し、農業の生産性向上に不可欠な、農法・肥料の研究開発や土壌分析、営農指導を含める。

⁶⁷ 「日本再興戦略」改訂2014(2014年6月)で「(1)役員要件について、役員等のうち1人以上が農作業に従事しなければならないものとする。(2)構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けない。」と明記。

【持続的な発展】

1. 多様な担い手の育成を図る。

参照提言[3] [5] [6]

- 外国人技能実習制度について、実習生と農業の担い手の Win-Win の関係を築く観点から、制度の拡充・見直しを図る。
- 官民の協力により、新規担い手作りに資する農業経営教育を拡充する。

2. 農地集積・集約化を加速する。

参照提言[2] [3] [4] [5]

- 農地情報のデータベースを一元化し、一般公開する。
- 農地中間管理機構の取り組みが実効性を持つように、地方農政局の予算・人材の移管、取り組みを評価する第三者機関等を設置する。
- 耕作放棄・違反転用の取り締まりを強化する。農地の地目変更について、長期(30～50年)のゾーニング規制を導入する。
- 農業者の退出支援について、当初3年間手厚い支援を行い、4年目以降、段階的に縮小した上で、2020年度をもって廃止する。
- 耕作放棄地の固定資産税を引き上げ、農地流動化を促進する。

3. コメの生産調整を廃止し、直接支払制度を導入する⁶⁸。

参照提言[1] [3] [5] [6]

- コメの生産調整は、2018年度には確実に廃止し、新たな直接支払制度を導入する。
- 直接支払い制度は、湛水農業を行う法人・主業農家について、支払い金額は生産費の5割とし、対象農地面積に対して支払う。
- 米価変動補填交付金制度を見直し、60キログラムあたり12,000円を限度に直接支払で生産コストを補償する。直接支払の限度額については、10年で段階的に60キログラムあたり7,000円へと引き下げる旨を明示する。

4. 研究開発を促進する。

参照提言[5]

- ワーヘニンゲン大学(オランダ)をモデルに日本版 NIFA (National Institute of Food and Agriculture、以下 NIFA)を創設し、A-FIVE と連携しつつ、食と農業の産業クラスターを形成する。

⁶⁸ 農林水産業・地域の活力創造プラン(2013年12月)で「米の直接支払交付金は平成30年度産から廃止し、日本型直接支払制度(多面的機能支払)を創設する。」と明記し、2014年度より展開中。

- NIFA の立地は、第三者機関が決定、国が農業特区に指定し、規制改革を行う。
- 耕作放棄地を集約してガラスハウスの植物工場を建設し、省エネルギー等の技術の活用を目指した大規模実証実験を行う。農業の生産性向上を実現すると共に、ひいては農業技術のパッケージ輸出につなげる。

【農業団体・組織の見直し】

1. 農業協同組合の自己改革を促進する⁶⁹。

参照提言[3]

- 農地の集積・有効利用に向けてイニシアティブを発揮し、経営ノウハウの付与を通じて大規模経営体農家の発展をサポートする。
- 新たな販売ルートの開拓と、より付加価値の高い農産物の販売戦略、ブランド化等に積極的に取り組む。また、多様化する農業主体間のニーズに応じた集荷・販売政策を行い、調和のとれた地域農業を発展する。

2. 農業委員会の見直しを図る⁷⁰。

参照提言[5]

- 2014年度までに、(a)農業委員会は、中長期的な廃止も視野に、所管業務は原則として農業経営者および学識経験者等から構成される第三者機関へ移管、(b)農地の権利移動にかかわる許可等の基準を明確化して公表、(c)農業委員会の構成要件と委員の被選挙権の見直しを行う。

参照した提言・意見書等

- [1] 「農業経営体への直接支払制度の活用」(2004年12月、2004年度農業改革推進委員会)
- [2] 「国民生活の向上と市場創造の実現に向けて」(2007年10月、2007年度規制改革委員会)
- [3] 「直接支払い制度の導入で三位一体のコメ農業改革を」(2009年7月、2009年度農業改革委員会)
- [4] 「経済連携協定を生かし、成長を実現するために」(2013年3月、2012年度経済連携委員会)
- [5] 「日本農業の再生に向けた8つの提言」(2013年9月、2012年度農業改革委員会)
- [6] 「『第2弾成長戦略』に向けた提言」(2014年4月、2013年度改革推進プラットフォーム)

⁶⁹ 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月)で「今後、5年間で農協改革集中推進期間と位置付けて自己改革を促すと共に、自己改革が円滑に進むよう次期通常国会に関連法案を提出することを目指す」と明記。

⁷⁰ 同上で、「選挙制度、および議会推薦・団体推薦による選任制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する」と明記。



:これからの時代の雇用・教育・家庭

【 - 1】 働き方の改革と子育て支援

主な政策提言

【働き方の改革】

- 「失業なき円滑な労働移動」を可能にするルールに転換する。
- 再挑戦を促すセーフティネットを整備する。
- 自己管理型業務や新たな働き方に対応するために、労働時間規制を見直す。
- 労働者派遣制度を見直す。
- ダイバーシティをさらに推進する。
- 女性の職業選択に中立的な税・社会保障制度への改革を行う。
- 専門性の高い外国人(高度人材)や海外留学生の活用に積極的に取り組む。
- 労働力不足を補うための中長期的な外国人受入れ方針を検討する。

【子育て支援対応】

- 合計特殊出生率の中長期数値目標を設定し、子育て支援を行う。
- 多様な家族形態を尊重する。
- 保育サービスの供給拡大等、子育て支援の環境整備をする。
- 国、企業、家庭・地域で、個人のライフステージに応じた対策を実施する。
- ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進に向けた支援をする。

【働き方の改革】

1. 「失業なき円滑な労働移動」を可能にするルールに転換する。

参照提言[3][4][14]

- 労働移動支援助成金、トライアル雇用奨励金等の労働移動支援型の補助金を拡充する。
- 企業間移動を前提とした正規雇用の契約形態を検討する。
- 勤務地や職務が限定された労働者の雇用ルールを整備する。
- 公正かつ透明な紛争解決の仕組みを構築するため、解雇に対する補償制度となる事後型金銭解決(救済)制度を検討する。
- 就業規則に定める解雇事由に相当する事実によって合理的かつ客観的な判断で解雇となる場合には、その解雇が有効であることを明確にする。

2. 再挑戦を促すセーフティネットを整備する。

参照提言[1][3][14][15]

- 国際的に見ても低い最低賃金を引き上げ、各企業では非正規社員を含め

た企業内最低賃金協定の締結を進める。

- 「職業訓練義務を伴う失業扶助」を恒久化し、生活保護申請前の求職活動や職業訓練の義務付け、勤労促進のための給付つき税額控除等を導入する。
- 企業や高等教育機関(大学、短期大学、専門学校)を活用し、実践型就労支援を拡充する。
- 個人の能力を適正に把握することができる産業横断的な職業能力評価制度の整備を進める。
- 職業訓練に関するバウチャー制の導入とパフォーマンス・チェックを行う。
- 民間の人材ビジネスの参入にかかわる規制改革を行う。
- 求職者支援制度の見直し、一定期間、実践的な実務経験を積むことができる仕組みを構築する。

3. 自己管理型業務や新たな働き方に対応するために、労働時間規制を見直す。

参照提言[12][15]

- 自己管理型業務等新しい働き方に対応するため、専門業務型と企画業務型の裁量労働を統合し、労使自治型制度に改定する。また、フレックスタイムの清算期間を、例えば3カ月(四半期)以内に拡大する。
- 労働時間貯蓄制度を導入し、貯蓄時間を休日にしやすくする。

4. 労働者派遣制度を見直す。

参照提言[15]

- 常用代替防止の考え方を改め、日雇派遣の原則禁止の見直し、および労働契約申込みみなし制度の廃止を行う。

5. ダイバーシティをさらに推進する。

参照提言[9][11]

- 男女を問わず、育児や介護と両立しながら働くことができる環境を築き、特に女性就業率の向上をめざす。
- 2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%とする目標を掲げる。
- 高齢者活用を推進し、誰もが70歳代まで活躍できる環境を整備する。

6. 女性の職業選択に中立的な税・社会保障制度への改革を行う。

参照提言[1][8][11][14]

- 女性の労働力率を向上させるため配偶者控除「103万円の壁」と社会保険にかかわる「130万円の壁」を解消する。
- パートタイマーの厚生年金、健康保険、雇用保険加入の適用範囲を拡大する。労働安全衛生法による定期健康診断実施義務等も共通化する。

7. 専門性の高い外国人(高度人材)や海外留学生の活用に積極的に取り組む。

参照提言[8][9][12][13]

- 海外高度人材向けのポイント制度における報酬による足切りを撤廃し、研究者は報酬要件よりも、研究実績を評価する。
- 永住許可要件の緩和等、優遇措置を拡大する。
- 所得税の一定期間減免や年金脱退一時金制度の見直し、英語生活インフラや子弟の教育環境、資格試験の英語受験環境等を整備する。

8. 労働力不足を補うための中長期的な外国人受入れ方針を検討する。

参照提言[14]

- 外国人技能実習制度の対象および期間を、時限的に拡大する。
- 日本版グリーンカード導入の検討を行う。
- 外国人活用に向けた総合戦略を検討する司令塔組織を設置する。

【子育て支援対応】

1. 合計特殊出生率の中長期数値目標を設定し、子育て支援を行う。

参照提言[4]

- 内閣の責任において、合計特殊出生率の具体的数値目標⁷¹、達成期限を設定し、少子化対策の全体像を再構築する。具体的目標は、結婚や子供数についての国民の希望がなかった場合の値である 1.75 とする。
- この目標に基づき、官民連携によって子育て支援を行う。

2. 多様な家族形態を尊重する。

参照提言[2]

- 個人の価値観の多様化を前提に、様々な家族形態(国際結婚、夫婦別姓、事実婚等)を尊重し、民法や戸籍法での婚外子差別を撤廃⁷²する。

3. 保育サービスの供給拡大等、子育て支援の環境整備をする。

参照提言[7][10]

- 児童福祉法の「保育に欠ける児童」の要件を撤廃し、保育サービスを希望するすべての保護者が公的支援を受けられるようにする。また、設置基準の緩和等で、地域のニーズに応じた保育サービスの供給をする。
- 保育所と幼稚園の機能が併存する「こども園」の設置を促進⁷³する。保育所の公設民営化にあたり、「総合評価方式」を導入し、質を担保する。

⁷¹ 骨太の方針2014で「50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持」と明記。(その場合の合計特殊出生率は2.07)

⁷² 民法改正により、婚外子の相続差別規定を撤廃。(2013年12月)

⁷³ 認定こども園は2008年度末に358カ所から2013年度末に1,359カ所に増加。

- 子育てにおける経済的支援については、「保育バウチャー」制度の導入等を検討し、利用者直接補助へと転換する。また、保護者が保育サービス事業者と直接契約できるように制度を見直す。

4. 国、企業、家庭・地域で、個人のライフステージに応じた対策を実施する。

参照提言[2]

ライフステージ	個人の生活視点からの少子化問題への提言	具体的提言
中学・高校 ～ 大学	(1) 結婚、出産、育児等に関する「ファミリー教育」をすべての中学・高校教育の場で実施し、家族をつくることの意味、価値を啓蒙する	実際に子供と接する機会の創出。子供に対する親近感や育児イメージの醸成 家族の意味、結婚の意味、育児の意味等を共に考える授業。家族観の醸成
	(2) 教育費用の過重負担感の軽減と若者の自立支援のため、大学の授業料は本人が負担することを社会常識とし、それを前提とした制度を整備する	年収条件によらない奨学金制度の整備 入学資格取得後の一時就職(ギャップ・イヤー)制度の導入
出会い ～ 結婚	(3) 健全で多様な結婚紹介情報サービスを展開する	結婚相手やパートナーとなる人々との出会いを支援するネットワークやビジネス(ファミリー・ケア・ビジネス)の拡充 国際結婚の制度整備と支援
出産 ～	(4) 子供を持ちたくても持てない人へのサポートを強化する	不妊検査・治療の利便性の向上と総合的対策 養子縁組仲介制度、里親制度の整備・活用
	(5) 安心した出産のために、無痛分娩を含めた多様な出産方法を普及させる	無痛分娩の普及
乳幼児期	(6) 20代の若年層の出産カップルに出生費用40万円を支給する等、出産から乳幼児時期にかかるコスト負担を軽減する	20代の若年出産カップルを対象とした出生費用40万円支給 20代の若年出産カップルを対象とした住宅支援 乳幼児医療の利便性向上 児童手当を2万円程度 ⁷⁴ への拡充を検討
育児休業 ～ 職場復帰	(7) 育児を過重な負担としないよう、母親一人がすべて抱え込まなくても良い環境を整備する	男性の育児休暇取得促進を目的とした「パパ・クォータ制」の導入 ベビーシッターの資格制度の整備と海外からの人材受け入れ 理由の如何によらない短時間託児システムの整備 地域育児支援ネットワークへの高齢者参画促進
	(8) ワーキング・マザー(ファザー)が仕事と育児を両立できる環境を整備する	病時保育、延長保育等、民間サービス参入による保育環境の充実 育児時期の減額ルールの選択的導入 ジョブ・シェアリングによる新しい育児期間ワークモデルの導入 ママ・ハローワーク(独立開業支援含む)の設置 育児休暇の弾力化
	人口減少社会における企業経営者の責任	「ワーク・ライフ・バランス」への配慮 仕事と生活を調和させた企業経営で労働力の確保と生産性の向上を 「ダイバーシティ・マネジメント」への脱皮 女性、高齢者、若者、そして外国人の能力を引き出すマネジメントを

5. ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進に向けた支援をする。

参照提言[2][4][5][6]

- WLB の取り組みを中小企業にまで広げるため、政府の支援を拡充する。

⁷⁴ 2012年より15,000円(3歳未満)に増額。(所得制限あり)

- 仕事と家庭・子育ての両立がしやすい社会をつくるため、国・地方・企業が問題意識を共有し、少子化対策の推進体制を再構築して、国民的な運動として強力に進める。
- 生涯にわたる WLB を実現するために、従業員への啓発、産学官の連携による継続的な改善と研究の蓄積・活用を進め、活力ある高齢社会を構築する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「労働市場の改革を目指して - 直ちに着手すべき施策に関する意見書 - 」(2000年6月、2000年度 雇用問題委員会)
- [2] 「個人の生活視点から少子化問題を考える」(2005年3月、2004年度人口減少社会を考える委員会)
- [3] 「『労働契約法制』及び『労働時間法制』に関する意見書」(2006年11月、2006年度多様な人材の活用委員会)
- [4] 「人口減少社会にどう対応するか」(2006年6月、2005年度人口一億人時代の日本委員会)
- [5] 「活力ある高齢社会 - 『生涯にわたるワーク・ライフ・バランス』の実現 - 」(2006年10月、2005年度欧州委員会)
- [6] 「日本の未来は本当に大丈夫か-改めて問う少子化対策-」(2007年4月、2006年度人口一億人時代の日本委員会)
- [7] 「国民生活の向上と市場創造の実現に向けて」(2007年10月、2007年度規制改革委員会)
- [8] 「21世紀の新しい働き方「ワーク&ライフインテグレーション」を目指して」(2008年5月、2007年度21世紀の労働市場と働き方委員会)
- [9] 「豊かな社会に向けた3つの成長戦略～成長の果実を将来世代と分かち合うために～」(2010年4月、2009年度内需拡大・経済成長戦略委員会)
- [10] 「次世代につなげる実効ある少子化対策の実施を～危機意識を高めて、直ちに取り組むべし～」(2010年6月、2009年度少子化対策検討委員会)
- [11] 「『意思決定ボード』のダイバーシティに向けた経営者の行動宣言 ～競争力としての女性管理職・役員の登用・活用～」(2012年5月、2011年度人材育成・活用委員会)
- [12] 「『成長戦略』と『骨太方針』に向けた緊急提言」(2013年5月、2013年度改革推進プラットフォーム)
- [13] 「経済成長に向けた『人財の採用・育成・活用の真のダイバーシティを目指す経営者の行動宣言』～世界中で“優秀な人財を魅きつける”企業になるために～」(2013年6月、2012年度人財育成・活用委員会)
- [14] 「『第2弾成長戦略』に向けた提言」(2014年4月、2013年度改革推進プラットフォーム)
- [15] 「多様な人材の柔軟な働き方を実現するための雇用・労働市場改革 - 日本経済の持続的な成長と個人の豊かな人生の実現に向けて」(2014年5月、2013年度雇用・労働市場委員会)

【 - 2】 教育改革

主な政策提言

【初等・中等教育】

- 経営者や企業が学校と交流し、学校・地域・家庭・企業等の連携を推進する。
- 学校教育を通じて、18歳までに社会人として身につけるべき基礎力を養う。
- グローバル化への対応として、英語教育の改革等を推進する。

【高等教育】

- 教養教育と専門教育を充実させる。
- 大学の卒業資格を厳格化する。
- 高等教育の機会均等(奨学金の質的改善と量的拡充)を実現する。
- 大学の情報公開を徹底し、明確なビジョンの下、改革に向けてPDCAを着実に進める。

【初等・中等・高等教育に共通】

- 校長や学長の権限を強化し、学校のマネジメント、ガバナンスの改革を進める。
- 評価を活かし、教員の教育力・質向上を図る。

【高大接続】

- 多様で柔軟な大学入試に改革する。

【初等・中等教育】

1. 経営者や企業が学校と交流し、学校・地域・家庭・企業等の連携を推進する。

参照提言[1][2][10]

- 経営者や企業、地域、家庭等社会が一体となって、積極的に教育にかかわり、学校をサポートする。本会の「交流活動」の推進を通じ、若者に働く意義や学ぶ意欲を喚起することで、教育に貢献する。

2. 学校教育を通じて、18歳までに社会人として身につけるべき基礎力を養う。

参照提言[2][4][5][10]

- 「社会人として身につける基礎力」に養うため、本物に触れる授業や物事を探求する授業等、学習指導法(指導技術)の向上に取り組む。
- 自らの考えや意思を日本語で明確に伝える教育を実現する。
- 道徳教育やキャリア教育、高校の新科目「公共」等を通じて、児童・生徒に社会の一員としての自覚や職業観の醸成を促す。

3. グローバル化への対応として、英語教育の改革等を推進する。

参照提言[9][10]

- グローバル化への対応として、まずは自らの原点となるわが国の歴史や伝統文化に関する教育を充実させ、その上で、英語力を養成する。

【高等教育】

1. 教養教育と専門教育を充実させる。

参照提言[2][4]

- 学士課程は、専門を通じて教養を育み、社会のさまざまな分野で活躍できる、教養ある社会人の育成を中心とする。
- 大学を、きめ細やかなりベラルアーツ型教育を通じて、解のない問題に取り組み、自ら知を獲得する経験をさせる場として機能させる。

2. 大学の卒業資格を厳格化する。

参照提言 [2][5]

- 卒業時点の学生の質を保証するため、卒業資格を厳格化する。

3. 高等教育の機会均等を実現する。

参照提言[6]

- 受給条件を満たした希望者全員に貸与奨学金を給付する。
- 卒業後の年収に応じた返済額の減免や、卒業時の成績優秀者に対する減免制度を設ける等、返済免除規定を導入する。
- 新たに給付奨学金制度を設ける。
- 国立大学法人の入学金を廃止、または入学金相当額を授業料に均等に負荷し、入学時費用を引き下げると共に、授業料に減免制度⁷⁵を設ける。

4. 大学の情報公開を徹底し、明確なビジョンの下、PDCAを着実に実施する。

参照提言[8]

- 大学の情報公開を徹底する。大学ごとにビジョン(将来像)を明確化・具体化して対外的に公表し、PDCAの着実な実施を評価する。

【初等・中等教育、高等教育に共通】

1. 校長や学長の権限を強化し、学校のマネジメント、ガバナンスの改革を進める。

参照提言[1][3][4][5][7]

⁷⁵ 多くの国立大学法人が入学金・授業料の減免制度を持つようになった。

- 学校長、学長に人事権・予算配分権を与えて権限を強化し、責任を明確化する。
- 教授会は学長の諮問機関と位置付け、役割・機能を明確化する。

2. 評価を活かし、教員の教育力・質向上を図る。

参照提言[1][2][3][4][5][7][10]

- 教員の業務を効率化・重点化し、業務分担を見直す。
- 初等・中等教育では、「学校経営能力」という視点から、管理職養成、校長の資質向上に資する方策に取り組み、校長の評価基準を厳格化する。
- 学校長が学校の目標を掲げ、それに基づき各教員と個別の目標について議論してミッションを作成、評価し、適正に処遇に反映する。
- 大学では、教育に対する客観的評価基準を構築し、ファカルティ・デベロップメントの拡充を組織的に進める。

【高大接続】

1. 多様で柔軟な大学入学試験に改革する。

参照提言[4][5][9]

- 高校までの学びの成果を尊重すると共に、大学で学ぶ意欲と目的、個性、才能等を勘案して評価する、多様で柔軟な入試に改革する。
- 大学の英語入試(一般入試)において、実生活でのコミュニケーションに必要な技能を測定する外部資格試験(TOEFL)を導入する。

参照提言

- [1] 「学校と企業の一層の相互交流を目指して」(2001年4月、2000年度教育委員会)
- [2] 「若者が自立できる日本へ」(2003年4月、2002年度教育委員会)
- [3] 「教育の「現場力」強化に向けて」(2005年10月、2004年度教育問題委員会)
- [4] 「教育の視点から大学を変える-日本のイノベーションを担う人材育成に向けて-」(2007年3月、2006年度教育問題委員会)
- [5] 「18歳までに社会人としての基礎を学ぶ」(2009年2月、2008年度教育問題委員会)
- [6] 「経済格差を教育格差に繋げないために-高等教育の機会均等に向けて-」(2010年3月、2009年度教育問題委員会)
- [7] 「私立大学におけるガバナンス改革-高等教育の質の向上を目指して-」(2012年3月、2011年度教育問題委員会)
- [8] 「大学評価制度の新段階-有為な人材の育成のために好循環サイクルの構築を-」(2013年4月、2012年度教育問題委員会)
- [9] 「実用的な英語力を問う大学入試の実現を～初等・中等教育の英語教育改革との接続と国際標準化～」(2013年4月、2012年度教育改革による国際競争力強化PT)
- [10] 「学習指導要領改訂に向けた意見」(2014年11月、2014年度教育改革委員会)



:東北再生と新しい国づくり

【 - 1】 震災復興

主な政策提言

【復興推進体制】

- 復興庁の権限および体制を強化する。
- 復興財源を確実に確保する。

【復旧・復興事業】

- 街づくりに新たな枠組みと手法を活用し、復興を加速する。
- 市町村を超えた広域の視点で復興に取り組む。

【産業復興】

- 復興特区制度を整備し、活用する。
- 新たな産業の集積と地域産業の再生を促進する。

【原子力災害からの福島復興】

- 東京電力福島第一原子力発電所事故を収束し、周辺地域を再生する。
- 放射線リスクの安全基準を明確にし、風評被害を払拭する。

【国土強靱化】

- 国民の命を救う国土強靱化を推進する。

【復興推進体制】

1. 復興庁の権限および体制を強化する。

参照提言[1][2][3][5]

- 復興庁の本拠地を東北に置き、企画・立案並びに総合調整の機能に加え、各府省横断の予算執行権限・監督権限を付与する。
- 復興大臣には首相の権限を一部移管する等、各府省に対して強力なリーダーシップを発揮できる環境を整備する。
- 東北全体を見据えた復興ビジョンを策定し、規制・手続きの緩和、税制上の特例措置を行い、自治体の復興計画等の策定を支援する。また、民間人材や自治体関係者を入れ、幹部職員にも積極的に登用する。

2. 復興財源を確実に確保する。

参照提言[1][5]

- 財政健全化の道筋の上に立ち、復興財源を確保する。
- 政府保証付きの復興基金債を発行する等、民間資金を活用する⁷⁶。また、政府保有株式を一部売却する⁷⁷。
- 2015年度までの集中復興期間終了後に向け、復興予算の執行状況を厳しく精査・評価し、新たな予算の枠組みを設計する。

【復旧・復興事業】

1. 街づくりに新たな枠組みと手法を活用し、復興を加速する。

参照提言[1][2][3][5]

- 住民の合意形成に街づくりのコーディネーターとして経験豊かな専門家を投入し、経験・知見のある民間企業の街づくりへの参加を促進する。
- 「復興まちづくり特区」活用等により土地区画整理事業の認可を迅速化する⁷⁸。移転先を早期に確保するために「借地権」を活用する。
- 防災集団移転事業における住民同意の要件を一層緩和する。
- 災害公営住宅の整備はPFIを活用する。
- 復興関連工事のスムーズな発注・施工促進のため、工事発注時の資材・人件費等の単価については積算基準を柔軟に運用する⁷⁹。

2. 市町村を超えた広域の視点で復興に取り組む。

参照提言[1][2][3][5]

- 近隣市町村において、重複・類似する施設や事業の精査を行い、広域の視点から計画を集約化・効率化する。
- 自治体間の広域連携を推進するために、近接する自治体で「広域復興協議会(仮称)」を設置し、企業や金融機関も参画し、ビジョン策定、行政の連携と役割分担、施設や事業の集約化を協議する。

【産業復興】

1. 復興特区制度を整備し、活用する。

参照提言[1]

- 復興特区制度⁸⁰を整備する。対象を被災地に限らず、東北全体とする。

⁷⁶ 財務省が個人向け復興国債を発行。

⁷⁷ 2013年1月に日本郵政株式売却収入を復興財源に追加。2015年上場予定。

⁷⁸ 東日本大震災復興特別区域法において、土地区画整理事業の区域要件を緩和。

⁷⁹ 住宅再建・復興まちづくり加速化措置として、被災3県で公共工事設計労務単価、災害公営住宅の標準建設費の引き上げ、間接工事費の割り増しを実施。

- 特区では、規制・制度の簡素化、産業構造改革の推進を行う。また、第1次産業の大規模化・法人化により、競争力を強化する。また、製造業の早期復旧の支援、物流活性化、新産業育成により国内外の投資を促す。

2. 新たな産業の集積と地域産業の再生を促進する。

参照提言[1][2][3][5]

- 国内外から企業が被災地に進出するように、法人税の免税または大幅引き下げを行う。あわせて、地方税減免や電気料金の引き下げ等付随する優遇措置も実施する。
- 国際リニアコライダの誘致、仙台南東部の物流拠点化、国際競争力ある農林水産業の確立、福島への医療関連産業の集積を図る。
- グループ補助金は、継続的に予算化する。復旧に限定せず、新たな家屋や設備もグループ補助金の対象とする。
- 人手不足対策として、外国人技能実習制度の抜本的な見直しを行う。
- 復興庁は企業連携プロジェクト支援事業や地域復興マッチング「結の場」の取り組みを継続・強化する。

【原子力災害からの福島復興】

参照提言[1][2][3][5]

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故を収束し、周辺地域を再生する。

- 原発問題について、わが国の情報発信に関する信頼性を回復するため、海外専門家による第三者検証を行う。
- 廃炉作業について近隣住民の支持と信頼を得るため、中長期ロードマップの進捗管理に住民代表者を参画させる。
- 除染作業を効率的に進めるために、建設が停止されている常磐自動車道路⁸¹を早期に開通させる。
- 効果的かつ迅速な除染を進めるため、放射線量の状況を踏まえ、除染処理の対象地域を線引きする⁸²。
- 廃炉・汚染水対策を安全に確実に実施できるように、技術開発と対策工事に関する予算を十分に確保する。
- 帰還困難区域から避難している住民の居住区域として、市町村が広域連携し、「新しいまち」をコンパクトシティとして整備する。
- 原子力損害賠償の営業損害と風評被害に関する方針を明示する。

⁸⁰ 東日本大震災復興特別区域法が成立。

⁸¹ 常磐自動車道は2015年3月全線開通。

⁸² 2013年に除染特別地域の進捗状況の総点検を行い、除染計画を見直し。

2. 放射線リスクの安全基準を明確にし、風評被害を払拭する。

参照提言[1][2][3][5]

- 産官学民の有識者に海外の専門家も交え、政府として放射線リスクに関する安全基準の統一見解を明示する。
- 国は安全基準や放射線量について正確で丁寧な情報発信を行う。
- コメをはじめとする主要農産品の全量検査⁸³を進める。
- 国は福島県産品活用、会議・イベントの誘致等で安全をアピールする。

【国土強靱化】

参照提言[4]

1. 国民の命を救う国土強靱化を推進する。

- 災害発生時の民間と公的部門の役割分担を確認して、災害時における民間部門の事業を通じた支援活動を積極的に後押しする。
- 国土強靱化はハードだけでなく、国民参加を前提としたソフトウェア対応が不可欠であり、日頃の訓練や教育の重要性を周知する。
- 緊急時における権限委譲のあり方について検討する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「新しい東北、新しい日本創生のための5つの視点 - 東日本大震災復興計画に関する第1次提言」(2011年6月、2011年度震災復興 PT)
- [2] 「東日本大震災からの復興に向けて～経済同友会 震災復興 PT 第2次提言～」(2012年2月、2011年度震災復興 PT)
- [3] 「東日本大震災からの復興の加速化に向けた政治のリーダーシップを求める」(2012年12月、2012年度震災復興委員会)
- [4] 「国土強靱化で大規模自然災害に備える-いかにして国民の命を守るか」(2013年12月、2013年度諮問委員会 国土強靱化検討部会)
- [5] 「東日本大震災被災地の将来展望を開く～集中復興期間の最終年度に向けて～」(2014年12月、2014年度震災復興委員会)

⁸³ 福島県は2012年産米から全量全袋検査を実施。

【 - 2】 まち・ひと・しごと創生(地域活性化)

主な政策提言

【プラスサムの発想での地方創生】

- ローカル・ビジネス人財を育成する。
- ローカル企業を育成する。

【固有の価値を活かした自発的戦略の策定・展開】

- PDCA に基づく戦略を展開する。
- リーダーの発掘と多様な人財が集う地方創生を目指す。
- 地方分権改革、規制改革、税制改革を推進する。
- 情報開示の徹底により、行政の監視と住民の意識を改革する。

【プラスサムの発想での地方創生】

1. ローカル・ビジネス人財を育成する。

参照提言[1][2][3]

- 地域の持つ固有の価値を十分認識し、国内はもとより、海外の企業ともビジネスをする「ローカル・ビジネス人財」を育成する。地方大学や専門高校を充実し、地元産業の即戦力とする。
- ハローワークで求人申し込みをする企業等に、法令違反者を排除するような資格要件を課して、求人の良質化を図る。
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構と各都道府県が独自に実施している職業訓練メニューを、整理・集約化する。

2. ローカル企業を育成する。

参照提言[1][2][3]

- 東京の大企業と地方の中小企業の連携・マッチングを促進し、技術および人財交流の仕組みを整え、ローカル企業を育成する。大企業では困難だが、地方の中小企業で十分に採算を確保できる事業⁸⁴を創出する。
- 海外市場での知名度向上や、生産量が少ない農水産品の規模の利益を追求するため、各地の自治体・経済界は広域の生産者を束ねた複合的なブランド戦略を展開する。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にベンチャー企業育成策⁸⁵を盛り込む。

⁸⁴ 農業機械化で、大手企業からの技術移転による中小企業の事業化の例がある。

⁸⁵ 地域産業の競争力強化の中で、包括的創業支援が含まれている。

- 地方毎に雇用保険や地方税制の自由度向上を検討する。

【固有の価値を活かした自発的戦略の策定・展開】

1. PDCA に基づく戦略を展開する。

参照提言[3]

- 各自治体は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定量的な目標(定住人口や交流人口の増加数等)を設定し、その結果に責任を持つ。新型交付金を創設する場合、成果に応じた増減により、目標達成を後押しする。

2. リーダーの発掘と多様な人財が集う地方創生を目指す。

参照提言[1][2][3]

- 大企業の中堅社員や OB、外国人等を受け入れ、地域の価値を見出すリーダーを発掘・育成する。
- 国内外問わず⁸⁶地方大学に若者を受け入れる。また、地元企業へのインターンシップや、公務員への受け入れを容易にする。

3. 地方分権改革、規制改革、税制改革を推進する。

参照提言[1][2]

- 国は地域の自由度を高めるための、権限と税財源の移譲を中心とした地方分権改革や、市場機能を重視した規制改革を徹底推進する。
- 自主財源を確保し、地域が活性化策を自ら考え、選択し、実行する。

4. 情報開示の徹底により、行政の監視と住民の意識を改革する。

参照提言[1][2]

- 住民に対して、行政サービスに関する「カネの使い方」を情報開示し、自らの負担(=税金)で自らがサービスを受けるという「受益と負担の意識」を醸成し、行政監視と住民の地方自治への参加意識を高める。

参照した提言・意見書等

- [1] 「地方の活性化・自立のための7ヶ条 - 未来に希望の持てる、活力ある豊かな国にするために -」(1999年7月、地方活性化委員会)
- [2] 「ニッポン再生の原動力としての地域経済活性化～地域の視点から、地域の潜在力と可能性を活かす～」(2007年5月、2007年度地域経済活性化委員会)
- [3] 「地域固有の価値を生かした真の地方創生を目指して[第1次意見書]」(2014年12月、2014年度まち・ひと・しごと創生 PT)

⁸⁶ 山形県鶴岡市は大学の研究機関を誘致し、世界中から研究者を集めた。



:企業の持続的な成長

【 】 企業の持続的な成長

主な政策提言

【コーポレートガバナンス・コード】

- 守りのガバナンスだけでなく、攻めのガバナンスにも重点を置く。

【日本版スチュワードシップ・コード】

- 機関投資家が企業に持続的成長を促す。

【コーポレートガバナンス・コード⁸⁷】

参照提言[1][2][3][4][6]

1. コンプライアンス違反の回避や牽制(=「守りのガバナンス」)だけでなく、成長力・収益力の向上(=「攻めのガバナンス」)にも重点を置く。
 - 監査役会設置会社および監査等委員会設置会社に指名諮問委員会・報酬諮問委員会を導入し、過半数を独立取締役で構成する。
 - 監督と業務執行の分離とダイバーシティを確保した取締役会にする。
 - 資本生産性に関する経営指標について目標値を設定・公表する。

【スチュワードシップ・コード⁸⁸】

参照提言[5]

1. 機関投資家が企業に持続的成長を促す。
 - 機関投資家は議決権の行使の明確な方針を策定し、公表する。
 - コードを形式的な判断基準とせず、企業の持続的成長に資するものとなるように工夫する。

参照した提言・意見書等

- [1] 「『企業内容等の開示に関する内閣府令(案)』等に対する意見」(2010年3月、2010年度企業経営委員会)
- [2] 「日本的コーポレート・ガバナンスのさらなる深化」(2010年3月、2010年度企業経営委員会)
- [3] 「法制審議会会社法制部会『会社法制の見直しに関する中間試案』への意見」(2012年1月、2012年度産業構造改革委員会 企業経済法制検討部会)
- [4] 「2020年の日本創生 - 若者が輝き、世界が期待する国へ - 」(2011年1月)
- [5] 「日本版スチュワードシップ・コードに対する意見」(2014年2月)
- [6] 「コーポレートガバナンス・コードに関する意見書」(2014年10月、2014年度企業経営委員会)

⁸⁷ 東京証券取引所によって策定され、2015年6月に適用予定。

⁸⁸ 金融庁が「日本版スチュワードシップ・コード」を公開。(2014年2月)